

栗東市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)〈案〉の変更点

○2015.2.4総合調整会議審議後の変更点

資料頁	名 称	変更内容	内 容
6頁	1.3対象範囲	修正	水道施設として、各水源地(7箇所)及び各ポンプ場(9箇所)を記載していたが、「水道施設」として、その他施設欄に掲載する。
	表1-1主な対象施設一覧		
7頁	1.4対象とする温室効果ガス	追加	温対法の一部改正により、「三フッ化窒素(NF3)」が温室効果ガスとして規定されたことから、⑦に追加掲載する。
	表1-2対象とする温室効果ガス		
9頁	2.1基準年度の温室効果ガス排出量	修正	「水道施設分」として温室効果ガス排出量を掲載していたが、「その他」に水道施設分を含め掲載する。
	表2-1本計画における基準年度(2010(平成22)年度)排出量		
10頁	2.2要因別の排出状況	修正	「水道の該当施設」として掲載していたが、「その他」に水道施設分を含め掲載する。
	(3)施設別温室効果ガス排出状況		
	表2-2施設別温室効果ガス排出量(2010(平成22)年度)		
12頁	2.4削減目標	修正	「水道施設分」として目標値を掲載していたが、「その他」水道施設分を含め掲載する。
	表2-3CO2排出削減目標		
13頁	3.2省エネルギー活動の推進	削除	①教育・給食施設、②福祉・子育て施設、③水道施設について、特に重点的な取り組み目標を掲げていたが、3.1「エコオフィス活動」と重複する部分が多いことから削除する。
	(2)事業活動(施設等)における取り組み		

栗東市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

2015年～2024年

〈案〉

平成27年 月
栗 東 市

目 次

第1章 地球温暖化対策の基本的事項

1.1 計画目的	3
1.2 基準年度・計画期間・目標年度	5
1.3 対象範囲	6
1.4 対象とする温室効果ガス	7

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

2.1 基準年度の温室効果ガス排出量	9
2.2 要因別の排出状況	9
2.3 分析結果と対策の方向性	11
2.4 削減目標	11

第3章 具体的な取組み

3.1 各施設での削減の取組み	13
3.2 省エネルギー活動の推進	13
3.3 省エネルギー技術の導入	16
3.4 設備更新への取組み	16
3.5 設備更新の計画がない施設での取組み	16

第4章 計画の推進・点検体制及び進捗状況の公表

4.1 推進体制	17
4.2 点検体制	18
4.3 進捗状況の公表	18

資料編

資料編	19
-----	----

第1章 地球温暖化対策の基本的事項

1.1 計画目的

(1) 地球温暖化問題の概要

地球温暖化は、人間活動によって大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴い太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温上昇に伴う地球環境の影響としては、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少、②豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水資源への影響、⑤マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害がおよぶ可能性が指摘されています。

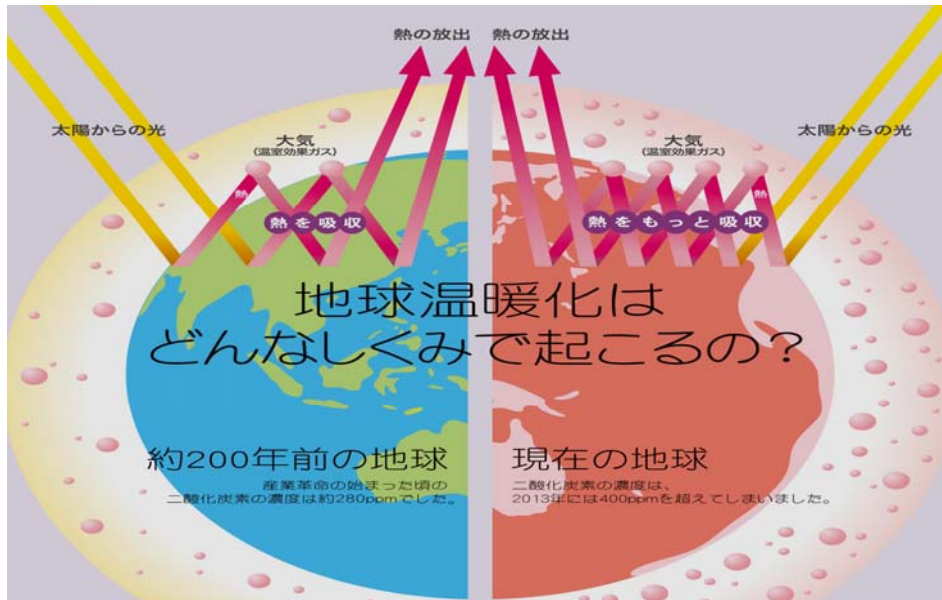


図1 温室効果ガスと地球温暖化のメカニズム

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター(<http://www.jccca.org/>)

(2) 国際的な動きとわが国の対応

地球温暖化防止に関する対策として、国際的な枠組みを定めた「国連気候変動枠組条約」が1992（平成4）年に国連環境開発会議（地球サミット）で採択され、世界中の多くの国が署名を行い、1994（平成6）年には条約が発効いたしました。

1997（平成9）年12月には、「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」が開催され、先進国の温室効果ガス削減目標等を示した『京都議定書』が採択されました。

同議定書では、先進締約国に対し、2008（平成20）年から2012（平成24）年までの第一約束期間に、温室効果ガスの排出量を1990（平成2）年比で、5%（日本は6%）削減するとの目標が定められました。

さらに、第一約束期間以降の国際的な枠組みについて議論が進められており、2011（平成23）年11月～12月に南アフリカ共和国・ダーバンで開催されたCOP17では、2012年末で期限切れとなる京都議定書を延長したほか、アメリカや中国等、温室効果ガスの主要排出国すべてが参加する新しい枠組みを2020年に発効させるとした合意文書（ダーバン合意）を採択

しました。日本は同議定書の延長には参加せず、新枠組みの採択まで自主的な対策を実施することとしています。

一方、「京都議定書」の採択を受けて、国内での温暖化対策を推進するため、1998（平成10）年に「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、地球温暖化対策推進法）」が制定されました。

同法では、地方公共団体の責務として、区域内における活動から排出される温室効果ガス排出抑制のための総合的かつ計画的な施策の策定・実施に努めることを規定しています。また、地方公共団体に対して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等の施策の策定を義務付けています。日本は京都議定書の第二約束期間に参加しませんが、同議定書の批准国であり続けます。

また、日本は、すべての主要排出国が参加する枠組みの構築を前提に、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比25%削減すると国際的に公約しています。本目標は、「地球温暖化対策基本法」の中でも謳われており基本対策として、①国内排出量取引制度の創設、②地球温暖化対策税の実施に向けた検討、③再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度の創出、④原子力の推進などが挙げられています。

2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災の影響で引き起こされた福島第一原子力発電所の事故等を受け、今後見直し予定である日本のエネルギー政策に左右される側面は否めませんが、当面は25%の削減目標に基づき、自主的削減努力を続けることとなります。



図2 複数の分野地域におよぶ主要リスク

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター(<http://www.jccca.org/>)

また、滋賀県では2011（平成23）年3月22日に「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」を制定し、2030（平成42）年における温室効果ガスの排出量を1990（平成2）年と比較して50%削減することを、低炭素社会実現のための目標として掲げています。

この目標を達成するためには、あらゆる分野における取り組みを総合的に推進し、さらには、生活様式や産業構造、都市構造など社会のあり方までも変革することが求められ、その道筋は決して平坦ではないとされていますが、低炭素社会の実現に向けて先駆的に取り組むことにより、環境関連産業の発展や雇用の創出が期待できるなど、地域経済を活性化することが可能となることで活動していきます。

参考 温対法第 20 条の 3

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下、この条において「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項（温対法より抜粋）

1.2 基準年度・計画期間・目標年度

本実行計画の基準年度・計画期間・目標年度については次の通りとし、実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行うものとします。

(1) 基準年度

2010（平成22）年度

(2) 計画期間

2015（平成27）年度 ～ 2024（平成36）年度までの10年間（5年目に見直しを行う。）

(3) 目標年度

2024（平成36）年度

1.3 対象範囲

本実行計画では、出先機関等を含めた組織及び施設（表1-1）計105施設を事務事業対象とし、指定管理者制度等により外部委託を実施している事務事業についても、本実行計画の主旨に沿った取り組みを实践するよう要請します。

ただし、『環境センター』については、エネルギー管理指定第2種事業所であり、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」及び「分別収集計画」に則り、ごみの排出抑制を行うとともに、温室効果ガスの排出量削減に向けても独自で鋭意取り組みを行っていることから、本実行計画からは対象外とします。

表1-1 主な対象施設一覧

施 設		主 な 施 設
行 政		本庁舎
教育・文化、 体育	文 化 施 設	栗東芸術文化会館さきら、図書館、西図書館、歴史民俗博物館、出土文化財センター、自然観察の森、自然体験学習センター（森の未来館）、学習支援センター
	小・中 学 校	栗東中学校、栗東西中学校、葉山中学校、治田小学校、治田東小学校、治田西小学校、葉山小学校、葉山東小学校、金勝小学校、大宝小学校、大宝西小学校、大宝東小学校
	コミュニティセンター	治田、治田東、治田西、葉山、葉山東、金勝、大宝、大宝西、大宝東
	そ の 他	[中央公民館]
	体 育	市民体育館、野洲川体育館、十里体育館、治田西スポーツセンター
福祉、 保険・医療 子育て	保険・医療、福祉	なごやかセンター、ゆうあいの家、シルバーワークプラザ、やすらぎの家、ひだまりの家、障がい児地域活動施設、[住民憩の家]
	保育園、幼稚園	金勝第一幼稚園（保育園・幼稚園）、金勝第二保育園、葉山幼稚園（保育園・幼稚園）、葉山東幼稚園（保育園・幼稚園）、治田保育園、治田東幼稚園（保育園・幼稚園）、治田西幼稚園（保育園・幼稚園）、大宝西保育園、治田幼稚園、大宝幼稚園、大宝幼稚園分園、大宝西幼稚園
	子育て応援	金勝学童保育所、葉山学童保育所、葉山東学童保育所、治田学童保育所、治田東学童保育所、治田西学童保育所、大宝学童保育所、大宝東学童保育所、大宝西学童保育所、治田児童館、葉山児童館、葉山東児童館、金勝児童館、大宝児童館、大宝西児童館、大宝東児童館
給 食	学校給食共同調理場	
その他施設	農林業技術センター、道の駅アグリ郷栗東、道の駅こんぜの里りっとう、こんぜの里バンガロー村、森林体験交流センター森遊館、栗東駅自由通路・駅前広場、手原駅自由通路・駅前広場、栗東第1駐車場、消防団詰所（第2葉山・第3大宝）分団、水道施設、農業集落排水処理施設（浅柄野・観音寺）	

注：[]の施設は休館中の施設を表します。

1.4 対象とする温室効果ガス

温対法第2条第3項には、次の7物質が温室効果ガスとして規定されていますが、二酸化炭素以外のガスについては、排出量を把握することが困難なことや排出割合が微小なことから、本実行計画では二酸化炭素のみを対象とします。（表1-2）

表1-2 対象とする温室効果ガス

番号	ガスの種類	地球温暖化係数	対 象	主な発生源（増加理由）
①	二酸化炭素（CO ₂ ）	1	○	化石燃料の消費、燃料の燃焼、森林破壊などの土地利用の変化
②	メタン（CH ₄ ）	21	×	水田や家畜、天然ガスの生産、廃棄物の埋立て
③	一酸化二窒素（N ₂ O）	310	×	燃料の燃焼、窒素肥料の使用
④	ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	140～11,700	×	エアゾール製品の噴射剤、エアコン・冷蔵庫の冷媒
⑤	パーフルオロカーボン（PFCs）	6,500～9,200	×	半導体や電子部品等の不活性液体
⑥	六フッ化硫黄（SF ₆ ）	23,900	×	変電設備や半導体製造時の電気絶縁ガス
⑦	三フッ化窒素（NF ₃ ）	8,000	×	半導体化学エッチング液

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

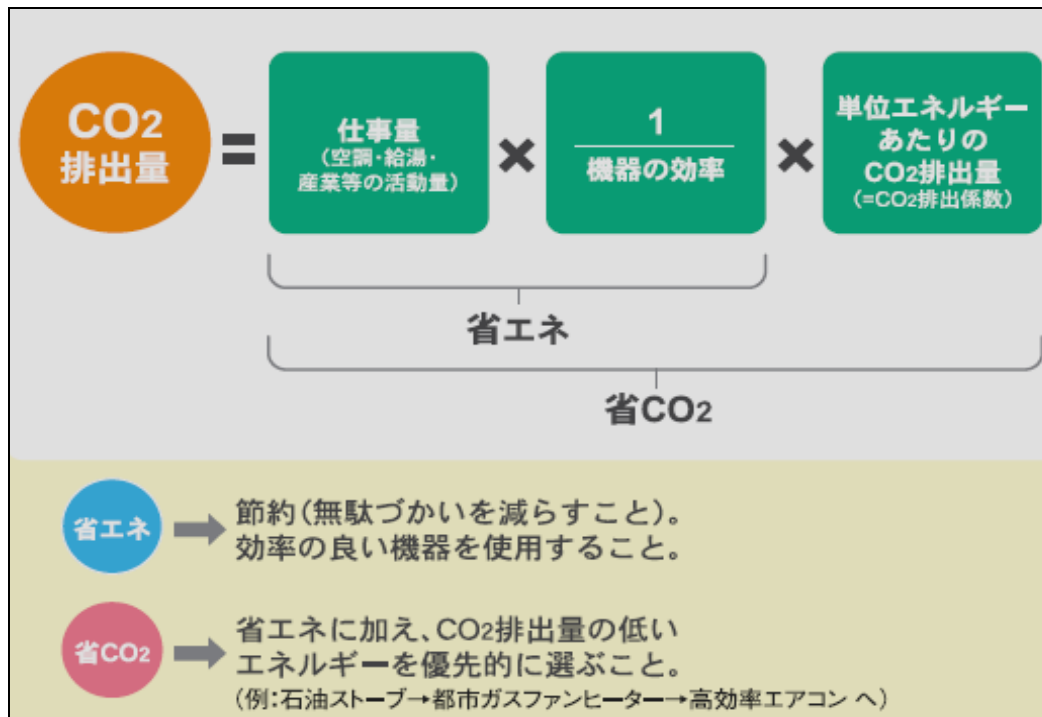


図3 温室効果ガス(CO₂)排出量の決定要因イメージ

【温室効果ガス排出量の算定方法等について】

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の算定方法に基づく。
- 具体的算定方法は、「温室効果ガス排出量 算定・報告マニュアル(環境省・経済産業省)」に基づく。
- 電気 → 電気を購入した電力会社のCO₂排出係数に基づく。
0.281kg-CO₂/kWh (2010(平成22)年度 関西電力排出係数(調整後排出係))
 - ※ 電気の排出係数は、電気事業者や年度ごとに異なるため、基準年度における関西電力の排出係数を用いて計算を行った。(各事業年度の排出係数換算値を併記)
[2010年 = 0.281、2011年 = 0.414、2012年 = 0.475、2013年 = 0.516]
 - ※ 電気使用に伴う排出係数は、火力発電所の稼働率が上がると数値が上がります。
2011(平成23)年3月に発生した東日本大震災以降、原子力発電所が停止し、火力発電の稼働率が上がっているため、排出係数は増加傾向にある。
- 都市ガス、LPガス、灯油、A重油、ガソリン → 「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(環境省・経済産業省)」の排出係数に基づく。

2.1 基準年度の温室効果ガス排出量

基準年度 2010（平成22）年度の温室効果ガス総排出量は、4,709 t-CO₂e です。

表2-1 本計画における基準年度（2010（平成22）年度）排出量

区 分	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ e)
行 政	371 t-CO ₂ e
教育・文化、体育	1,702 t-CO ₂ e
保険・医療、福祉、子育て	888 t-CO ₂ e
給 食	372 t-CO ₂ e
そ の 他	1,376 t-CO ₂ e
合 計	4,709 t-CO ₂ e

注：CO₂eはCO₂換算量を表します。

2.2 要因別の排出状況

本実行計画の対象範囲における基準年度から直近年度（2013年）にかけての温室効果ガス排出量実績および傾向を分析します。本分析結果は、効果的な取り組みを検討する際の参考資料となるものです。

(1) 温室効果ガスの種類別排出状況

直近年度における温室効果ガス総排出量は4,584t-CO₂eでした（図4参照）。最も排出量の多いCO₂は、基準年度以降省エネ活動の定着により着実に減少しています。

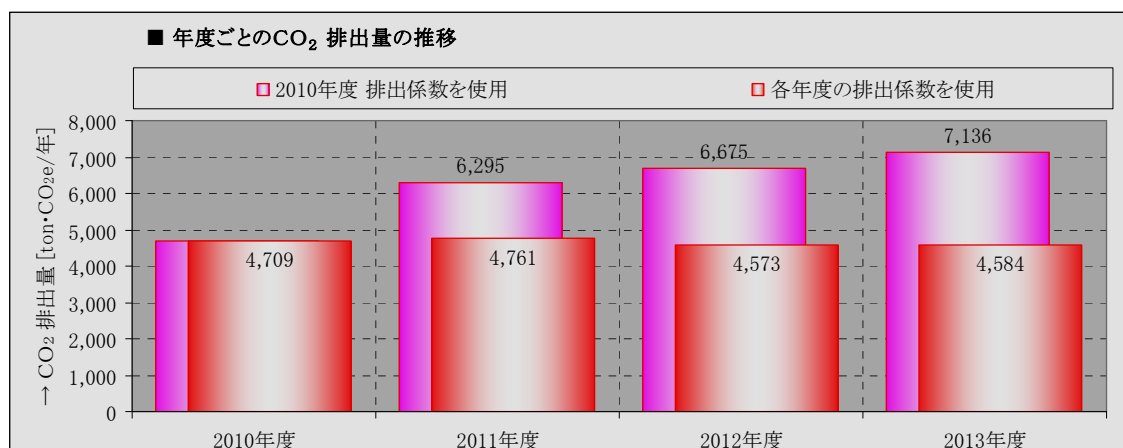


図4 温室効果ガス（CO₂）の排出状況

(2) 事業別温室効果ガス排出状況：CO₂（二酸化炭素）

温室効果ガスの排出抑制策の検討にあたっては、施設別・用途別の温室効果ガス排出量を把握することで、効果的な排出抑制策の検討ができ、期待される効果の把握も可能となるため、各施設の温室効果ガス排出状況を調査し、事業別に集約した形で整理します。（図5参照）

CO₂排出量は、行政事業によるものが8%、教育・文化、体育事業によるものが36%、保健・医療、福祉、子育て事業によるものが19%、水道施設によるものが23%で、これらで総排出量の86%を占めている現状です。（図6参照）

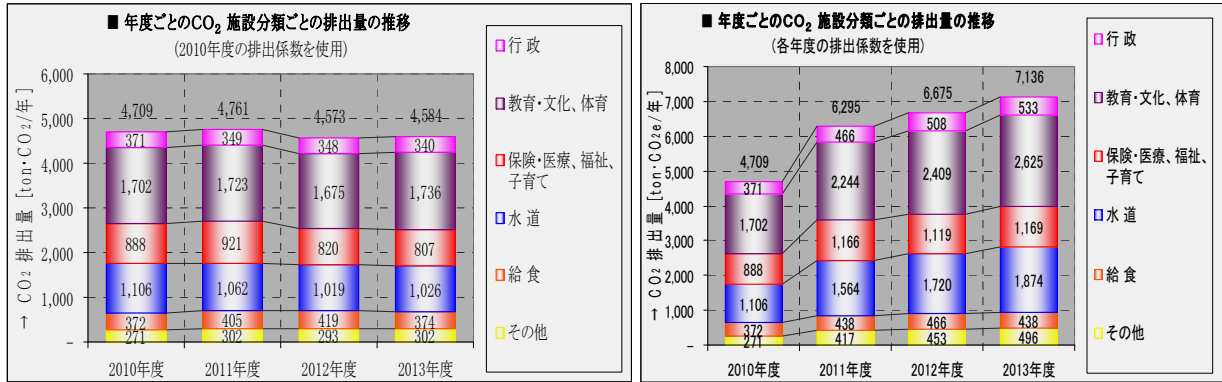


図5 事業別CO₂（二酸化炭素）排出状況

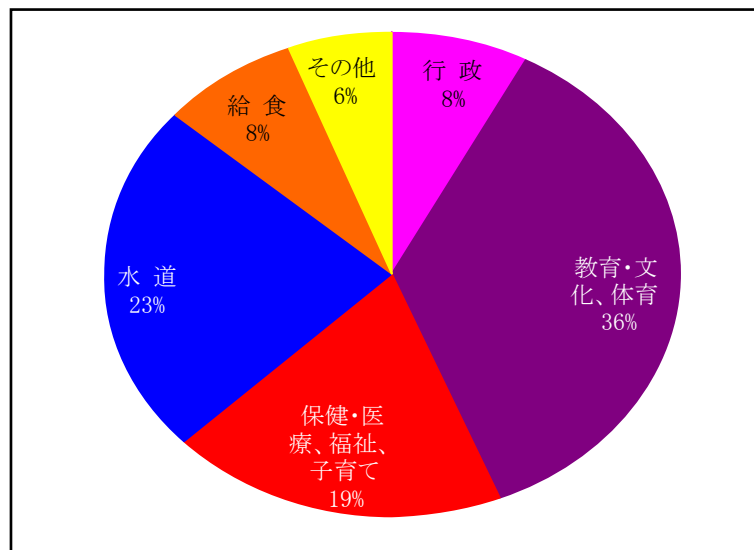


図6 施設別温室効果ガス排出量割合（2010（平成22）年度）

(3) 施設別温室効果ガス排出状況

温室効果ガスの排出削減対策は施設ごとに行なわれるため、各施設の排出状況を把握することで、効果的な排出抑制策の検討が可能となり、期待される効果の把握も可能となるため、各施設の温室効果ガス排出状況を調査しましたので、その結果を示します。

表2-2 施設別温室効果ガス排出量（2010（平成22）年度）

分類	施設名	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ e)	全体に対する割合
行政	本庁舎	371	7.9%
教育・文化	栗東芸術文化会館さきら	621	13.2%
給食	学校給食共同調理場	372	7.9%
その他		3,345	71.0%
合計		4,709	—

2.3 分析結果と対策の方向性

市全体のCO₂排出量をエネルギー発生源別に見ると、電力が全体の69%を占めており、次いで都市ガス10%、A重油9%と続いています。また、排出量の内訳を施設別に見ると、電力使用量のほとんどは庁舎施設の空調や照明、都市ガス使用量のほとんどはガス式空調設備によるものです。A重油については、学校給食共同調理場や保健・医療施設において、蒸気・温水ボイラでの空調・給湯・加熱調理に伴うものとなっています。温室効果ガスを大幅に削減するためには、照明設備や空調設備等のエネルギー使用量を節電・運用によって減らす対策（ソフト対策）はもとより、高効率設備の導入等を実施する（ハード対策）必要があります。

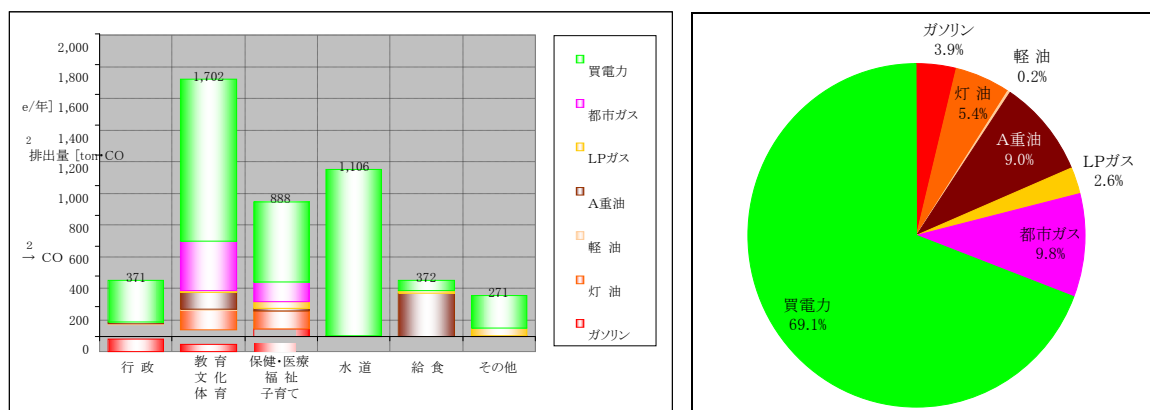


図7 施設別の発生源別温室効果ガス排出量割合（2010（平成22）年度）

2.4 削減目標

2010（平成22）年度を基準年として、本計画の最終年度である2024（平成36）年度までに、省エネ法に準拠（年間1%以上）して、年平均1.25%の削減を目標とします。

【参 考】

「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（抜粋）」

- I 平成21年経済産業省告示第66号エネルギーの使用の合理化の基準（略）
- II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

事業者は、上記Iに掲げる諸基準を遵守するとともに、その設置している工場等におけるエネルギー消費原単位及び電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位（以下「電気需要平準化評価原単位」という。）を管理し、その設置している工場等全体として又は工場等ごとにエネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均1パーセント以上低減させることを目標として、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、1及び2に掲げる諸目標及び措置の実現に努めるものとする。

表2-3 CO2排出削減目標

区 分	温室効果ガス排出量 2010(平成 22)年度	年 平 均	前期目標年度排出量 2019(平成 31)年度
行 政	371 t-CO ₂ e	▲1.25%	4,002 t-CO ₂ e
教育・文化、体育	1,702 t-CO ₂ e		
保健・医療、福祉、子育て	888 t-CO ₂ e		
給 食	372 t-CO ₂ e		
そ の 他	1,376 t-CO ₂ e		
合 計	4,709 t-CO ₂ e		

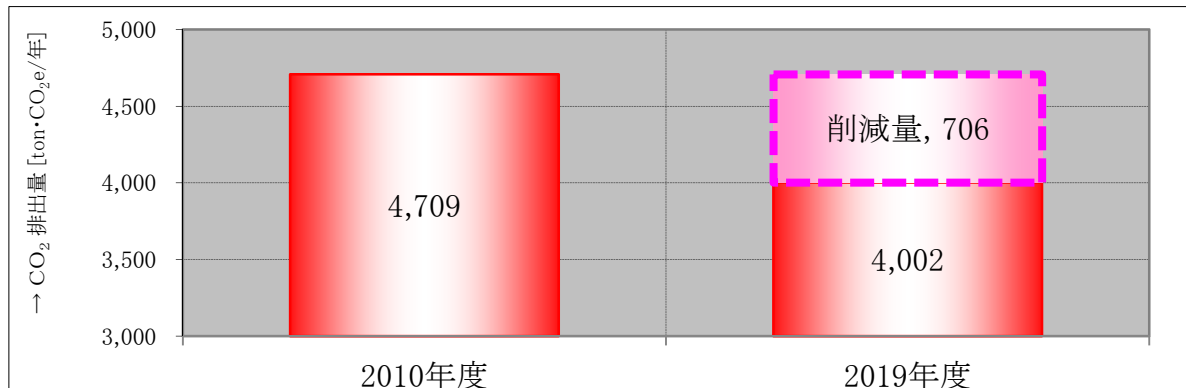


図8 温室効果ガス(CO₂)削減目標 (t-CO₂/年)

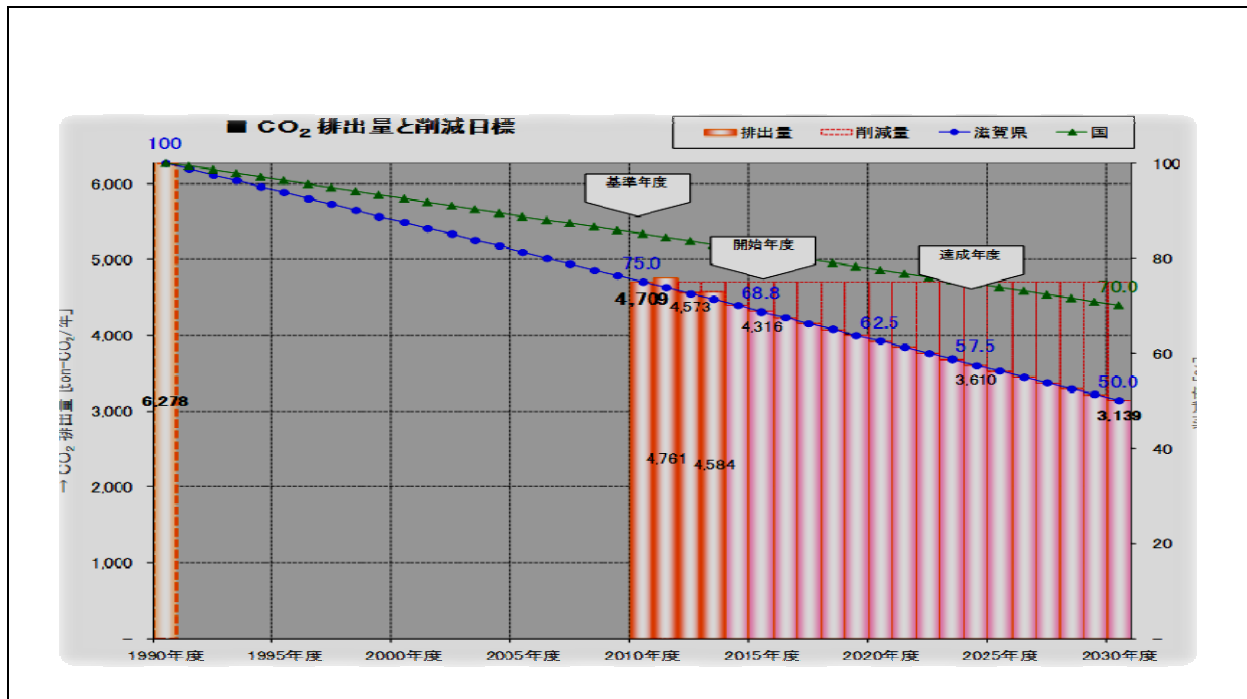


図9 CO₂排出量と削減目標 (t-CO₂/年) 〈国・県目標比較〉

第3章 具体的な取組み

3.1 各施設での削減の取組み

削減目標を達成するためには、第2章中で示した、図3 温室効果ガス(CO₂)排出量の決定要因イメージ)の通り、

- ①節電・運用改善による不要なエネルギー消費の削減
- ②高効率機器への更新促進
- ③CO₂排出量の低いエネルギーの選択

を同時に推進する必要があります。

また、本計画に掲げる各取組みについては、全職員が共通認識を持ち、部門横断的に実施していくことが重要となります。

一方、実際に温室効果ガスの排出削減に取り組むのは個々の対象施設となり、「②高効率機器への更新促進」の対象機器は施設毎に異なります。本市では、建築物の中でも、多量のエネルギーを消費する「空調設備」に焦点をあて、効率の低い空調設備ならびに設置年数の長い（経年劣化が予想される）空調設備の更新を行うことで、より投資効果の高い排出削減を実現します。

更新対象施設の中には、費用等の関係から短期的には実現が困難な対策も含まれますが、本計画を常に意識した情報受発信の実施ならびに予算計上を検討することにより目標達成を目指します。

3.2 省エネルギー活動の推進

「①節電・運用改善による不要なエネルギー消費の削減」の推進に向け、以下の取組みを行うこととします。

(1) エコオフィス活動による削減

本市では、電気使用によるCO₂排出量が大きいため、主に運用面での省エネルギー活動を行う必要があります。「栗東市環境基本計画行動計画」にて活動中ですが、表3-1「エコオフィス活動」を実施し、CO₂の削減に取り組む、基準年度比△5%の削減を行います。

表3-1 エコオフィス活動

① 電化製品・照明
<ul style="list-style-type: none">・ 電灯のスイッチは、適切に操作を行い、不必要な箇所は消灯します。・ 昼休みや時間外及び休日など、不必要な箇所は消灯します。・ 職員は、特別な場合を除きエレベーターの使用は控え、階段を利用します。・ コピー機の省エネモードやパソコンのスリープモードを活用し、節電に努めます。・ 電化製品類を使用しない時間帯は、コンセントを抜くか主電源を落とすなど、待機電力の節約に努めます。
② 冷暖房
<ul style="list-style-type: none">・ 室内の設定温度（冷房 28℃、暖房 18℃）を遵守し、適切な温度管理を行います。・ 冷暖房効果を上げるために、すだれやブラインドを活用します。

<ul style="list-style-type: none"> 空調設備がある施設では、扇風機やストーブ等私用の冷暖房機器は一切使用しません。体調不良等止むを得ない事情がある場合は、実行責任者の許可を得ます。 冷暖房機器の使用時間は、原則、業務時間内のみとします。
③ 水使用
<ul style="list-style-type: none"> 手洗いや歯磨きをする場合は、こまめに水を止め、節水に努めます。 トイレの流量に配慮します。 公用車の洗車時は、手元制御弁のついたホースやバケツを使い節水に努めます。 節水コマの取り付けや水道の水圧を低めに設定します。 水漏れの定期点検を行います。
④ 紙の使用
<ul style="list-style-type: none"> 印刷やコピーは、原則として両面印刷します。 会議等でのプロジェクター及びOA機器の利用を促進し、ペーパーレス化に努めます。 会議資料や事務書類の簡素化を徹底します。 供覧や回覧で済む文書は、コピーや配布をしません。 配布資料作成の際には、事前に必要部数を把握し、削減に努めます。 片面印刷の使用済み用紙は、全て裏面利用やメモ用紙として利用します。ただし、個人情報の部外への漏洩には十分注意します。 持ち帰り封筒の省略や使用済み封筒の再利用に努めます。 トイレットペーパーやティッシュペーパーなどの衛生用紙は、古紙配合率の高い製品の購入に努めます。
⑤ 廃棄物の減量、再資源
<ul style="list-style-type: none"> 分別を徹底し、可能な限りリサイクルに回します。 各施設において、可能な限りごみ排出量を把握し削減に努めます。 紙コップ等使い捨て製品の使用を抑制します。 ファイル類などは、廃棄せず再利用に努めます。 ポスター、カレンダー等の裏面をメモ用紙や名刺等に活用します。
⑥ 環境に配慮した物品等の購入（グリーン購入）
<ul style="list-style-type: none"> 文具や事務用品等については、必要性を十分考慮して最小限の購入量とします。 エコマークやエコグリーンなどの環境マークが表示されている環境負荷の少ない製品を優先的に購入します。 部品の交換修理が可能な製品や保守、修理サービス期間の長い製品を購入します。 過剰包装や使い捨て製品の購入を控え、簡易包装や詰め替えが可能な製品を選択します。
⑦ その他、省資源など
<ul style="list-style-type: none"> 夏季及び冬季の執務時は、クールビズやウォームビズを励行します。

<ul style="list-style-type: none"> 湯沸かし器やガスコンロの使用は、無駄のないよう適切に行います。
<ul style="list-style-type: none"> 石油ストーブ等は、燃焼部分や反射板などの清掃を行い、置き場所を工夫します。
<ul style="list-style-type: none"> イベント、大会、講演会、シンポジウム等の開催時は、環境に配慮し開催します。
<ul style="list-style-type: none"> 市民の方にも「節電」を呼びかけ、省エネルギーを推進します。

(2) 公用車に関する取組み

自動車の使用は、化石燃料の燃焼による二酸化炭素排出の他、排出ガスに含まれるメタンや一酸化炭素の排出にもつながり、温暖化に対する影響が大きくなるため、常日頃より適正な使用を心がけます。また、公用車の更新時期には、次世代自動車の採用により化石燃料の使用量を削減します。日常においても表3-2「公用車の利用抑制活動」を実施し、エコ運転の推進を行います。

表 3-2 公用車の利用抑制活動

① 低公害車の導入
<ul style="list-style-type: none"> 低公害車（燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、低燃費かつ低排出ガス認定車等）を優先的に導入します。
<ul style="list-style-type: none"> 使用実態を踏まえ、適正な大きさや排気量の車両を導入します。
<ul style="list-style-type: none"> 更新時には、可能な限り既存の車両に比べて排気量の小さいものを選択します。
<ul style="list-style-type: none"> 公用車台数の見直しを行い、削減を図ります。
② 使用についての配慮
★エコドライブ
<ul style="list-style-type: none"> 急発進や空ぶかしはやめ、経済的にやさしい運転を心がけます。
<ul style="list-style-type: none"> エアコンの温度を適正に管理します。
<ul style="list-style-type: none"> 荷物の積み降ろしや人待ち、信号待ち時は、アイドリングストップを行います。
★公共交通機関の利用等
<ul style="list-style-type: none"> 出張時には、可能な限り公共交通機関の利用に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> 近距離の出張には、公用自転車の利用に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> 会議などの開催通知を出す場合は、自動車の利用を抑制し、公共交通機関の利用を呼びかけます。
<ul style="list-style-type: none"> 市民に対しても低公害車の優先利用や、公共交通機関の利用を呼びかけます。
③ その他
<ul style="list-style-type: none"> 公用車を利用する場合は、可能な限り相乗りを励行します。
<ul style="list-style-type: none"> 車内に不要な荷物を積んだままにせず、整理を心がけます。
<ul style="list-style-type: none"> タイヤの空気圧調整等の定期点検や整備を励行します。

3.3 省エネルギー技術の導入

設備機器の新規導入や更新にあたっては、省エネルギー型のものを選びます。

3.4 設備更新への取組み

(1) 対策-1：温室効果ガス（CO₂）の排出の少ない空調設備への更新

市内各施設において、CO₂排出の多い化石燃料（都市ガス、A重油・灯油）を使用する空調設備が使用されています。CO₂削減の手法として、大気熱（再生可能エネルギー）を利用する電気式ヒートポンプ空調機等、エネルギー効率が高く、温室効果ガスの排出を大幅抑制する事ができる機器への更新を検討します。

また、燃焼を伴わない空調設備の中にも、設置年数が長く、CO₂削減効果が大きい空調設備が存在するため、高効率な最新機器への更新を検討します。

(2) 対策-2：温室効果ガス（CO₂）の排出の少ない照明設備への更新

本市において、CO₂排出量の62%が電力によるものであり、オフィスビルの電力負荷の約42%（省エネルギーセンター調べ）が照明設備によるとされています。削減手法として、従来より利用している放電ランプ（水銀灯や蛍光ランプなど）や白熱ランプなど発光に伴い、放熱ロスが大きい照明設備をHF型蛍光灯やLED照明設備など、エネルギー効率が高く、温室効果ガスの排出を大幅抑制する事ができる機器への更新を検討します。

(3) 対策-3：温室効果ガス（CO₂）の排出の少ない給湯・厨房設備への更新

本市において、CO₂排出量の12%がA重油やLPガスによるもので、A重油やLPガスは主にボイラや給湯器、厨房設備に使用されます。CO₂削減の手法として、従来より使用している燃料焚きボイラ（蒸気・温水）に変えて、大気熱（再生可能エネルギー）を利用する電気式ヒートポンプ給湯機等エネルギー効率が高く、温室効果ガス（CO₂）の排出を大幅抑制する事ができる機器への更新を検討します。

(4) 対策-4：温室効果ガス（CO₂）の排出の少ない再生可能エネルギーの導入

本市において、CO₂排出量の62%が電力によるもので、市内施設の再生可能エネルギーの導入は太陽光発電設備が5地点、太陽熱温水設備が1地点です。CO₂削減手法として、既設導入設備を含め、太陽光（再生可能エネルギー）を利用する太陽光発電設備を導入することにより買電力を削減し、温室効果ガス（CO₂）の排出を抑制します。

3.5 設備更新の計画がない施設での取組み

空調設備などの更新対象とならない施設においても、CO₂排出量の多い化石燃料を主として使用する施設があります。

また、本計画期間にて空調設備の突発的な不具合による更新や新たに長期経年を迎える機器が発生する事も想定されます。そういった場合も、温室効果ガス（CO₂）の排出の少ないエネルギーを選択した上で、機器更新・導入を検討するなど、常に省CO₂対策を考慮します。

第4章 計画の推進・点検体制及び進捗状況の公表

4.1 推進体制

栗東市役所環境マネジメントシステム【環境レムズ】の推進体制により実施及び運用を行います。

【環境レムズの推進体制】

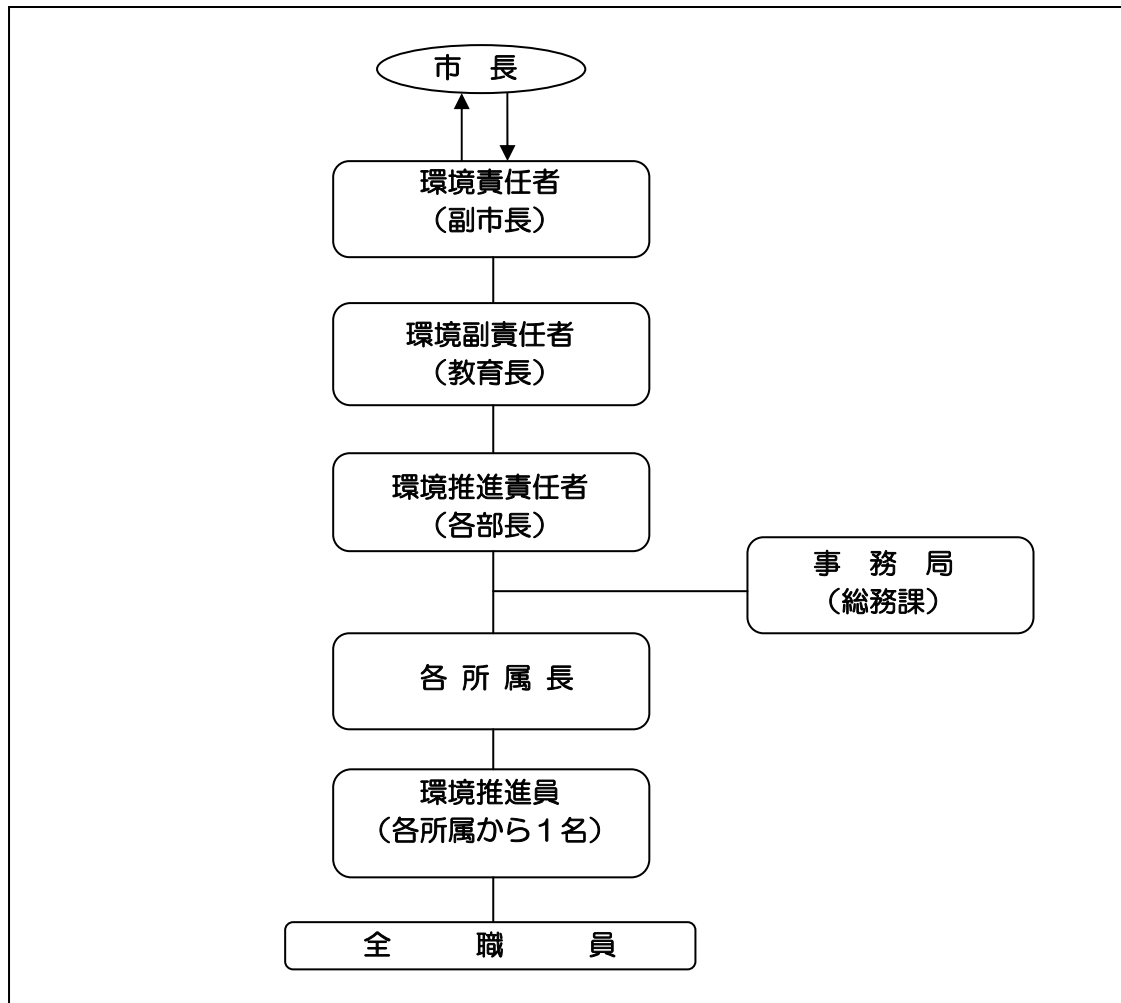


図10 計画推進体制

(1)環境責任者（副市長）

年度ごとに温室効果ガスの排出量や実施状況等の総括を行い、結果を市長に報告します。

(2)環境副責任者（教育長）

環境責任者を補佐し、環境責任者に事故あるとき、又は環境責任者が欠けたときにその職務を代理します。

(3)環境推進責任者（各部長）

各部内の温室効果ガスの排出量や実施状況等を掌握し、実施状況等を環境責任者又は環境副責任者に報告します。

(4)各所属長

各所属における温室効果ガスの排出量や実施状況等を把握し、推進・総括します。

(5)環境推進員

環境責任者が行う運用に関する業務の補助及び他所属の取り組み推進のための作業実施を行います。

(6)事務局

運用及び管理を円滑かつ確実にを行うため、総務部総務課に事務局を置きます。なお、事務局の職務は次の通りとします。

- ①運用に関する業務の補助
- ②各チェックに関すること。
- ③その他運営、管理に関する事務

4.2 点検体制

本計画を着実に実践していくため、Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・検証）、Act（見直し）のPDCAサイクルにより、本計画を推進していきます。

具体的には、「事務局」が「環境推進員」を通し、定期的に進捗状況の把握を行い、年1回の点検評価を行います。

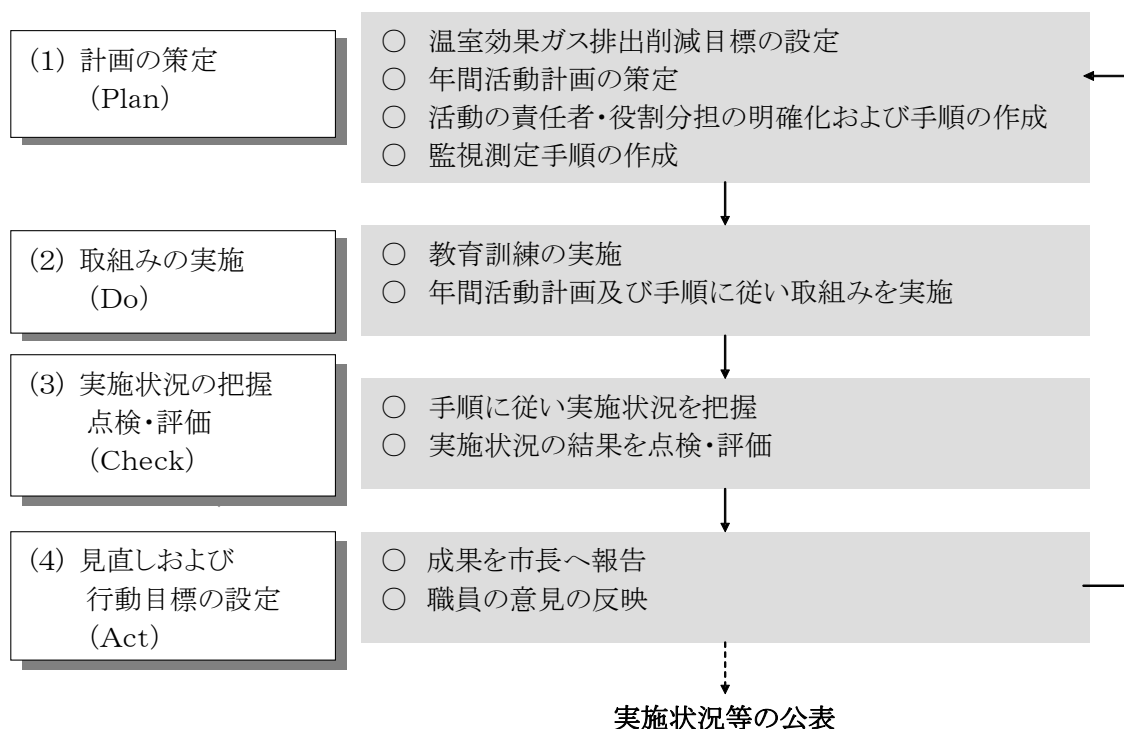


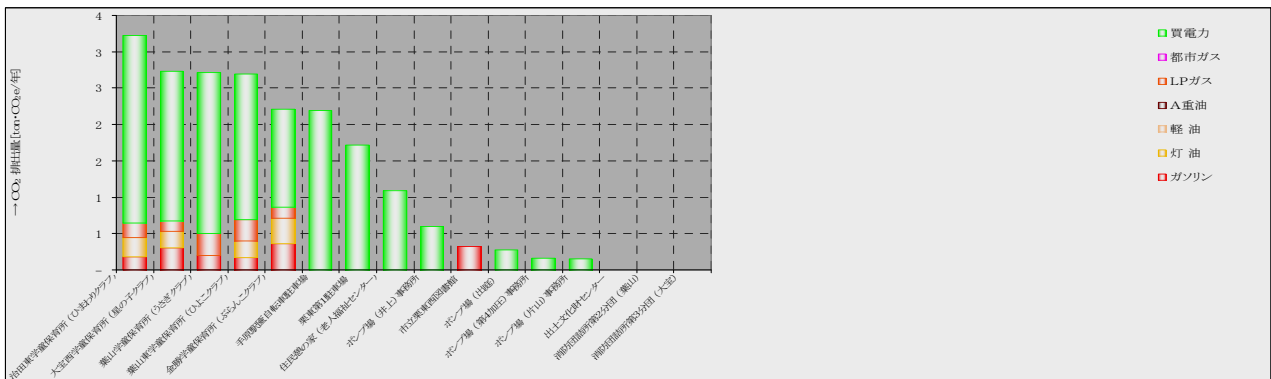
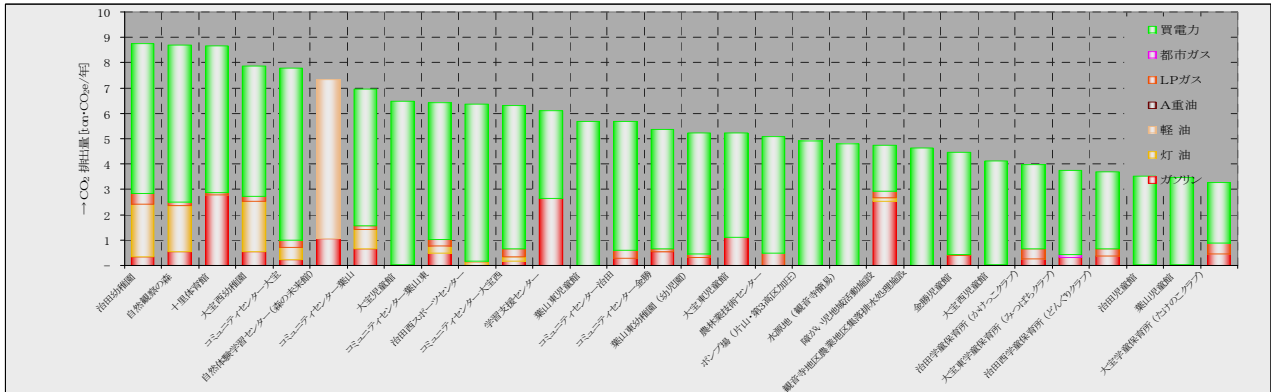
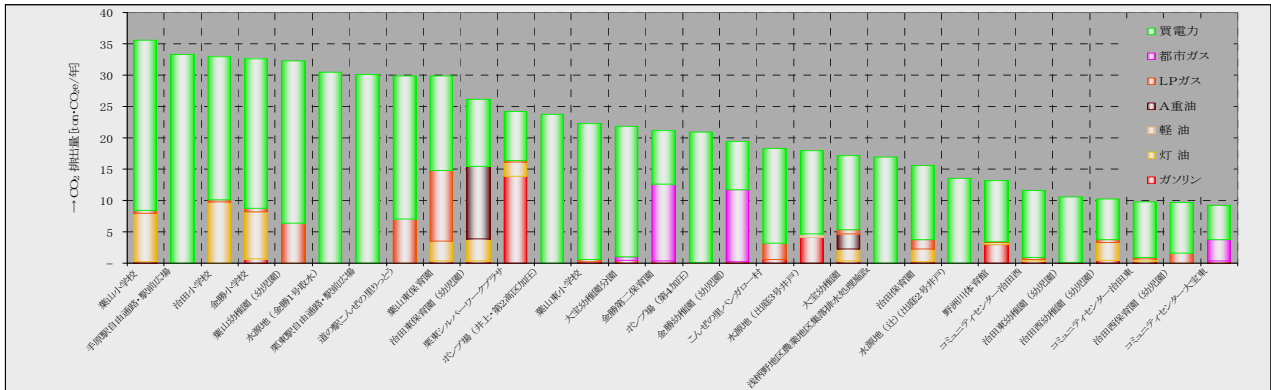
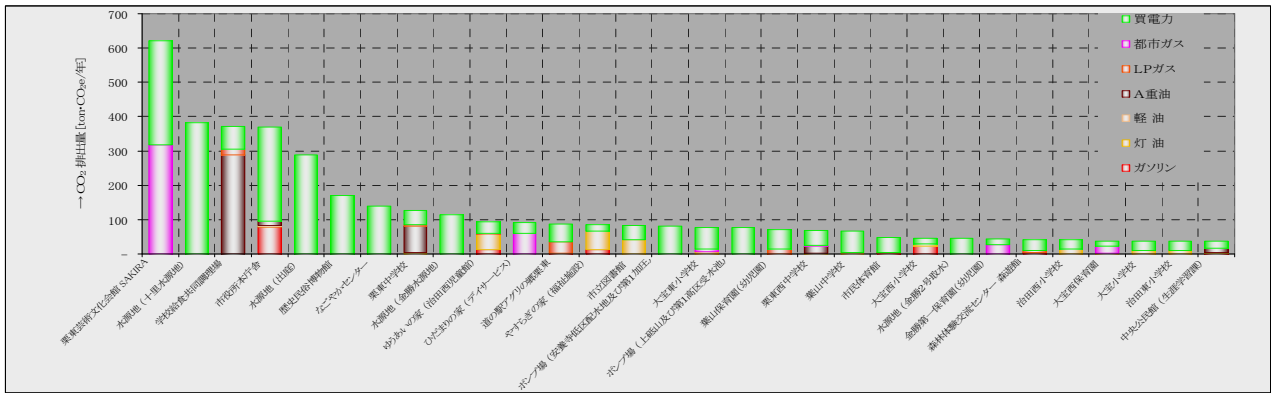
図 11 PDCAサイクル

4.3 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回、市ホームページ等により公表します。

資 料 編

3.1 各施設のCO₂排出状況



建物別CO₂排出 2010（平成22）年度実績 ※下段ごとに左軸拡大

3.2-(1) エコオフィス活動による削減効果

対 策	CO2削減効果
エコオフィス活動による削減 5%削減	236 t-CO2e/年 (基準年度比 5.0%)

- 2010（平成22）年度CO2排出量 4,709 t-CO₂e/年 ⇒ 5%削減 4,473 t-CO₂e/年
(5%削減 236 t-CO2/年削減)

3.2-(2) 公用車の利用抑制等による削減効果

対 策	CO2削減効果
低公害車の導入、 エコドライブ・公共交通機関の利用等	147 t-CO2e/年 (基準年度比 3.1%)

- ガソリン使用量 : 80 kL/年 ⇒ 0 kL/年 (平均燃費 14 km/L)
- EV用電力使用量 : 0 MWh/年 ⇒ 138 MWh/年 (平均電費 9km/L)
- CO₂排出量 : 186 t-CO₂e/年 ⇒ 39 t-CO₂e/年 (147 t-CO2e/年削減)

3.4-(1) 排出量の少ない空調設備へ更新した場合の削減効果

対策の効果

燃焼式の熱源機ならびに長期経年の熱源機を、大気熱を利用する高効率な電気式ヒートポンプ空調機に更新した場合のCO₂削減効果を推計します。

対 策	CO2削減効果
温室効果ガス（CO2）の排出の少ない空調設備への更新	508 t-CO2/年 (基準年度比 10.8%)

[算出根拠]

現時点で、更新対象となる熱源機を有する46施設における灯油・A重油・都市ガスの全てが、空調で使用されているとすると、CO₂排出量は536t-CO₂e/年と推計される。

基準年度のA重油使用量 : 46 kL/年

基準年度の灯油使用量 : 100 kL/年

基準年度の都市ガス使用量 : 153 千m³/年

上記消費電力量 : 451 MWh/年

現状のCO₂排出量 : 46 kL/年 × 原単位 2.71 t-CO₂/kL … (124.7)

+ 100 kL/年 × 原単位 2.49 t-CO₂/kL … (249.0)

+ 153 千m³/年 × 原単位 2.29 t-CO₂/千m³ … (350.4)

+ 451 MWh/年 × 原単位 0.281 t-CO₂/MWh … (126.7)

= 850.8 t-CO₂/年

灯油、A重油、都市ガスの発熱量及び熱源効率（効率1.39想定）より空調負荷を想定
想定空調負荷： 17,114 GJ/年

電気式ヒートポンプ空調機（熱源効率3.89と想定）を導入した場合の電気使用量とそれに伴うCO₂排出量は、

電気使用量：17,114 GJ/年 ÷ 効率 3.89 ÷ 単位換算 3.6 GJ/MWh
= 1,222 MWh/年

CO₂排出量：1,222 MWh/年 × 0.281 t-CO₂/MWh = 343 t-CO₂e/年

電気式ヒートポンプ空調機を導入した場合のCO₂削減量は、

CO₂削減量：851 t-CO₂e/年 - 343 t-CO₂e/年 = **▲508 t-CO₂e/年**

上記のうち、長期経年の電気式熱源機 更新によるCO₂削減量：**▲22 t-CO₂e/年**

合計 CO₂ 削減量：**▲508 t-CO₂e/年の削減**

3.4-(2) 排出量の少ない照明設備へ更新した場合の削減効果

対策の効果

従来型の照明設備を、高効率な照明設備（LDE照明等）に更新した場合のCO₂削減量を推計します。

対 策	CO2削減効果
温室効果ガス（CO ₂ ）の排出の少ない照明設備への更新	168 t-CO ₂ /年 (基準年度比 3.6%)

[算出根拠]

現時点で、更新対象となる熱源機を有する73施設における照明設備のうちで使用されているとすると、CO₂排出量は536 t-CO₂e/年と推計される。

基準年度の電力使用量：11,580 MWh/年
 上記のうち照明に使用される電力使用量：4,864 MWh/年
 （基準年度使用量の42%）
 照明設備の更新対象の電力使用量（基準年）：1,073 MWh/年
 （照明設備使用量の22%）
 照明設備の更新対象の電力使用量（導入後）：477 MWh/年
 （従来設備の△55%）

現状のCO₂排出量：1,073 MWh/年 × 原単位 0.281 t-CO₂/MWh
= 302 t-CO₂e/年

導入後のCO₂排出量：477 MWh/年 × 原単位 0.281 t-CO₂/MWh
= 134 t-CO₂e/年

高効率照明設備を導入した場合のCO₂削減量は、

CO₂削減量：134 t-CO₂e/年 - 302 t-CO₂e/年 = **▲168 t-CO₂e/年**

CO₂削減量：**▲157 t-CO₂e/年の削減**

3.4-(3) 排出量の少ない給湯・厨房設備へ更新した場合の削減効果

対策の効果

従来型の給湯・厨房設備を、高効率な給湯設備（エコキュートなど）と高効率な厨房機器（電化厨房など）に更新した場合の、CO₂削減量を推計します。

対 策	CO ₂ 削減効果
温室効果ガス（CO ₂ ）の排出の少ない給湯・厨房設備への更新	394 t-CO ₂ e/年 (基準年度比 8.4%)

[算出根拠]

現時点で、更新対象となる熱源機を有する71施設におけるA重油・LPガス・都市ガスの全てが、空調で使用されているとすると、CO₂排出量は496 t-CO₂e/年と推計される。

基準年度のA重油使用量 : 106 kL/年
 基準年度のLPガス使用量 : 21 千m³/年
 基準年度の都市ガス使用量 : 48 千m³/年
 現状のCO₂排出量 : 106 kL/年 × 原単位 2.71 t-CO₂/kL … (287.3)
 + 21 千m³/年 × 原単位 5.97 t-CO₂e/千m³ … (125.4)
 + 48 千m³/年 × 原単位 2.29 t-CO₂e/千m³ … (109.9)
 = 522.6 t-CO₂e/年

A重油、LPガス、都市ガスの発熱量及び熱源効率（効率0.65想定）より過熱負荷を想定
 想定空調負荷 : 5,453 GJ/年
 高効率給湯器と高効率厨房機器（熱源効率 2.92 と想定）を導入した場合の電気使用量とそれに伴うCO₂排出量は、

電気使用量 : 5,453 GJ/年 ÷ 効率 2.92 ÷ 単位換算 3.6 GJ/MWh
 = 460 MWh/年
 CO₂排出量 : 460 MWh/年 × 0.281 t-CO₂/MWh = 129 t-CO₂e/年

電気式ヒートポンプ空調機を導入した場合のCO₂削減量は、

CO₂削減量 : 129 t-CO₂e/年 - 523 t-CO₂e/年 = **▲394 t-CO₂e/年**

合計 CO₂ 削減量 : **▲394 t-CO₂e/年の削減**

3.4-(4) 排出の少ない再生可能エネルギーの導入による削減効果

対策の効果

再生可能エネルギー発電（太陽光発電設備）を導入した場合の、CO₂削減量を推計します。

対 策	CO ₂ 削減効果
温室効果ガス（CO ₂ ）の排出のない太陽光発電設備の導入	347 t-CO ₂ /年 (基準年度比 7.4%)

[算出根拠]

現時点で、導入対象となる太陽光発電設備を有する 5施設(70kW)における年間発電量は、0.3 MWh/年で、CO₂排出量を 0.1 t-CO₂e/年削減していると推計される。

基準年度の太陽光発電電力量 : 0.3 MWh/年
現状のCO₂排出削減量 : 0.3 MWh/年 × 原単位 0.281 t-CO₂/MWh
= 0.1 t-CO₂e/年

上記、5地点に太陽光発電設備の導入可能な 93地点をあわせ 98地点に太陽光発電設備(1,037kW)を導入した場合の年間発電電力量は、1,234 MWh/年 になります。

太陽光発電設備(1,037kW)を導入した場合の発電電力量とそれに伴うCO₂排出削減量は、
発電電力量 : 1,037 kW × 有効発電相当時間 1,190 = 1,234 MWh/年
CO₂排出削減量 : 1,234 MWh/年 × 0.281 t-CO₂/MWh = 347 t-CO₂e/年
合計CO₂削減量 : **▲347 t-CO₂/年の削減**

栗東市地球温暖化対策実行計画

平成27年 月

栗 東 市

(事務局 総務部総務課)

〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13番33号

TEL (077) 551-0103

栗東市通学路等交通安全プログラム（案）

1. プログラムの目的

全国で児童生徒が登下校中に死傷する交通事故が相次いで発生したことを受けて、市では平成24年度に関係部署による緊急の通学路点検を実施し、危険度の高い箇所から安全対策を実施してきた。

平成24年度の対応を契機にして通学路はもとより歩行者や自転車等の格段の安全向上のため、関係者が連携、継続して取り組む基本方針「栗東市通学路等交通安全プログラム」を定める。

2. 通学路安全推進会議の設置

前項の目的を達成するため道路管理者、警察署、教育委員会、交通安全の関係部署をもって構成する通学路安全推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

推進会議は、国県市の各道路所管課長、草津警察署交通所管課長、教育委員会通学路所管課長、交通安全所管課長で構成し、その事務は交通安全所管課が所掌する。

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

推進会議は、毎年度に各通学路の点検、計画、対策工事、評価の改善サイクルを実施して、通学路並びに歩行者や自転車利用の多い道路について安全対策の向上に努めるものとする。

(2) 通学路点検

・通学路点検の実施等

推進会議の構成員、学校(PTA)、自治会等は、毎年度定例及び必要により通学路の点検を実施する。

・通学路点検の体制

学校(PTA)や地域等の関係者並びに推進会議構成員は、点検内容について課題整理や意見交換等を通じてコンセンサスの確保に努める。

(3) 計画

推進会議は、関係者とのコンセンサスを踏まえ横断歩道の整備、速度制限等の交通規制、歩車道見切りブロックやポストコーン等道路安全施設の設置、路側帯のカラー化や注意書きなどの強調表示、交通安全啓発等それぞれの箇所の実情に沿った効果的な改善策を計画するものとする。

(4) 対策の実施と評価

各箇所における対策は、改善計画に基づいて実施するものとし、その効果を評価する。

対策後の評価に基づき更に対応が必要な箇所については、次年度の改善サイクルにより対策していくものとする。

(5) 重点整備路線

改善サイクルによるポイント対応に合わせ、歩行者や自転車の安全向上を図るため、次の路線を重点して整備していく。

大門野尻線、出庭林線、青地新田坊袋線、名神安養寺南側道線、(仮称)守山駅東口接続道路線
下鉤出庭線(第2工区)、野尻手原線他2線、手原蜂屋変電所線、下鉤上鉤線他1線
上鉤手原線、下鉤甲上鉤線、小柿苧原線、下末竹西ノ森線
県道片岡栗東線

4. 改善サイクルの実績

平成24年度	41箇所	(内H24点検箇所41)
平成25年度	61箇所	(内H24点検箇所35)
平成26年度	54箇所	(内H24点検箇所18)

5. 公表

点検箇所における対策内容、評価や重点整備路線の進捗について、広く公表するものとする。

企業立地促進法に基づく栗東地域基本計画（案）について

1. 経過

新幹線（仮称）南びわ湖駅計画跡地においては、新幹線新駅に代わるまちづくり基本構想（後継プラン）を策定し、『環境』と『新技術』による地域活力創生のまちづくり」をテーマに、産業系のまちづくりを進めている。

企業立地促進法による栗東地域基本計画では、この新幹線（仮称）南びわ湖駅計画跡地を集積区域に指定し、平成22年度から平成26年度末までの5年間を計画期間として、「環境」「新技術」「物流」の業種を中心とした企業誘致を進めてきた。その結果、㈱リチウムエナジージャパンをはじめとする企業立地により、当初の目標を上回る製品出荷額、雇用が創出され、地域経済への活力となり、基本計画を策定したことで得られた効果は多大であったものと考えられる。

そのため、基本計画は新規企業立地の推進、さらには、産業集積を進める上で欠くことのできない重要なものであり、平成27年度からを計画期間とする次期計画の策定は、本市の今後の産業振興に必要不可欠である。そこで、現行基本計画について、その検証を行い、さらなる産業集積を進めるため、平成31年度までの5年間を計画期間とする新基本計画の策定を進めている。

新基本計画は、指定業種や集積区域については現行計画と同様とし、企業立地件数や新規雇用創出件数等の目標数値については、これまでの実績を基に予測し設定した。去る2月20日に、滋賀県・一般社団法人滋賀経済産業協会・栗東市商工会・栗東市で構成された「滋賀県地域産業活性化協議会 栗東地域分科会」を開催し、新基本計画案を策定したところである。

2. 今後の予定

新基本計画は、3月上旬に滋賀県、近畿経済産業局を通じて関係大臣（厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣）宛てに協議書を提出し、4月1日に国の同意が得られる見込みである。

3. 課題

さらなる産業集積を進めるためには、時代に適応した新産業の立地や、今後の企業立地も視野に入れ、「環境」「新技術」「物流」以外の業種拡大、および現在の集積区域の拡大などを検討し、必要に応じて基本計画の変更を行い、企業誘致を進め、地域経済の発展を目指す。

栗東地域基本計画の概要

計画のポイント

・当該集積区域は、滋賀県南部地域のほぼ中心部に位置し、京阪神や中京圏にも近接した極めて高いポテンシャルを有する地区であり、国土幹線道路の結節点という交通環境の優位性を活かし、この区域を核として、「環境」分野や「新技術」を活用する新規産業の立地を行い、新時代に対応した産業集積地区の形成とグローバルな事業展開による地域活力再生を目指す。

1. 集積区域 新幹線(仮称)南びわ湖駅計画跡地

2. 集積業種

○環境関連産業 ○新技術関連産業 ○物流関連産業

3. 集積区域における指定集積業種に係る成果目標(目標:31年度)

- 新規企業立地件数 5件
- 新規雇用創出件数 260人
- 製造品出荷額等の増加額 178億円

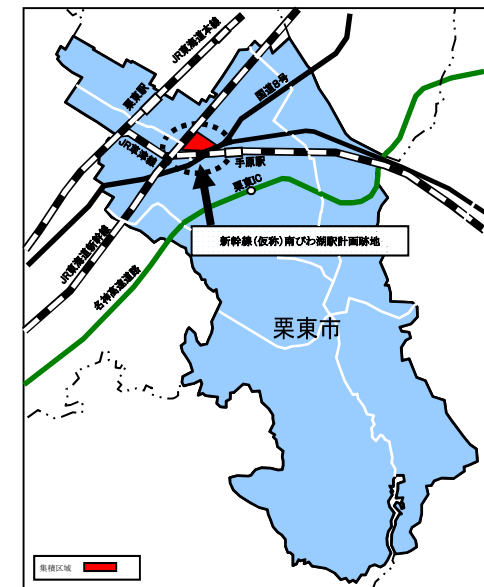
4. 主な取り組み

- 産業用共用施設の整備等
 - ・新幹線(仮称)南びわ湖駅計画跡地の整備 [栗東市]
 - ・立地適地情報の一元化 [栗東市・滋賀県]
- 人材の育成・確保
 - ・人材確保支援事業の実施 [栗東市等]
 - ・人材育成事業の検討 [栗東市・栗東市商工会]
- 技術支援等
 - ・滋賀県等による技術開発支援等 [滋賀県等]
 - ・中小企業への総合的支援 [栗東市商工会]

5. 滋賀県地域産業活性化協議会(構成員)

- 滋賀県、県内12市町、大阪ガス(株)、関西電力(株)、(株)滋賀銀行、(公財)滋賀県産業支援プラザ、県内商工会、県内商工会議所、県内大学、県内企業等全55団体で構成
- 栗東市、滋賀県、栗東市商工会、(一社)滋賀経済産業協会
… [栗東地域分科会]

<栗東市>



<滋賀県>

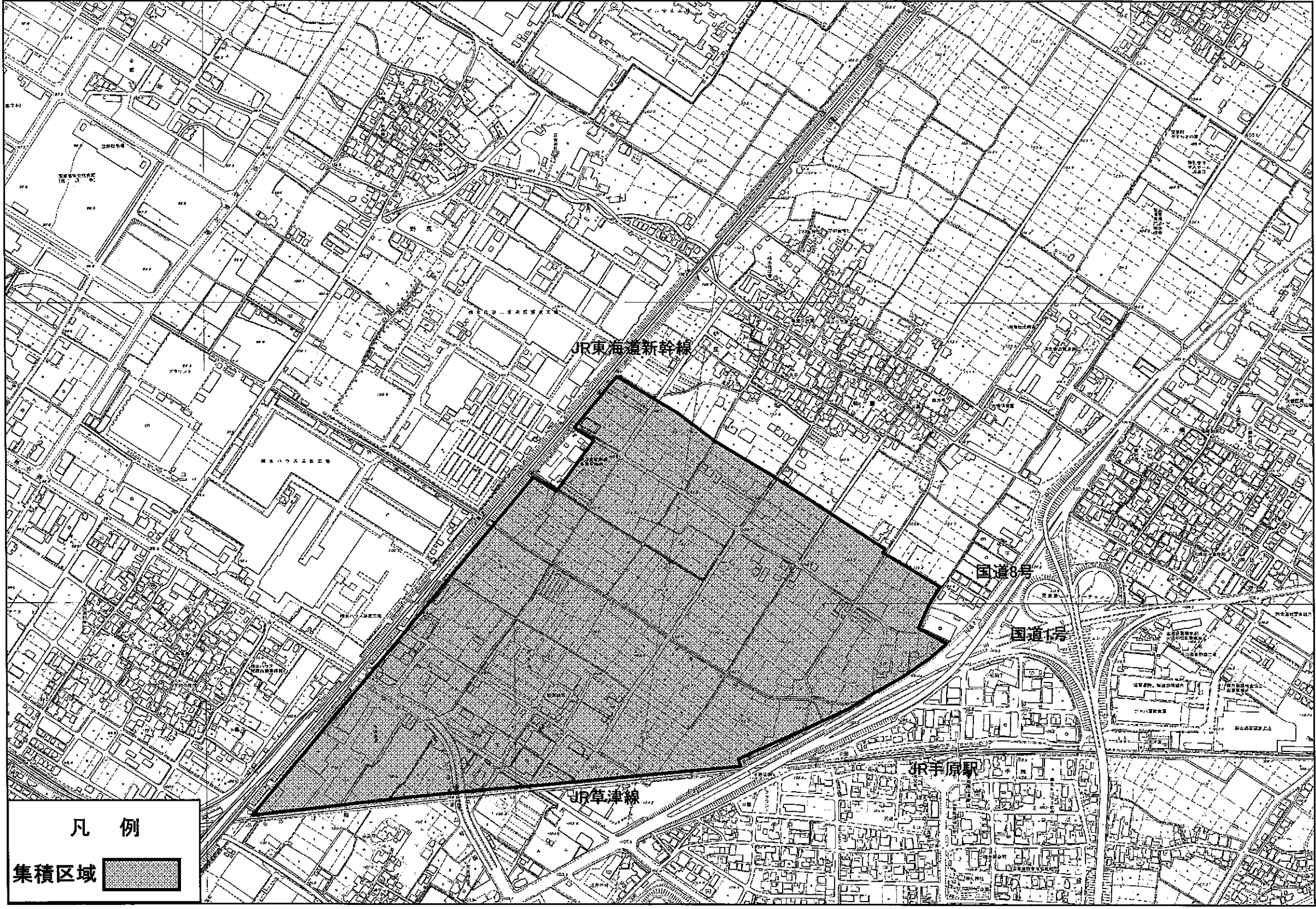


栗東地域基本計画新旧計画の概要

		現 計 画	新 計 画	変 更 理 由 等
計画のポイント		当地域の高いポテンシャルを生かし「環境」や「新技術」を活用する新規産業の立地による産業集積地区の形成と地域活力再生を目指す。	同 左	
計画期間		平成22年4月～26年度末	平成27～31年度末	
集積区域		新幹線(仮称)南びわ湖駅計画跡地 (40ha)	同 左	
集積業種		環境関連産業 新技術関連産業 物流関連産業	同 左	
(変更項目)	産業施設の整備等に関する事項	・産業用施設の整備 新幹線(仮称)南びわ湖駅計画跡地の整備 栗東新産業地区工業団地の整備	・産業用施設の整備 新幹線(仮称)南びわ湖駅計画跡地の整備	平成22年度までに造成工事が終了し、(蓄電池製造企業)リチウムエナジージャパンに売却した。
	人材の育成に関する事項			細かな文言修正のみで大きな変更なし
	技術支援に関する事項			細かな文言修正のみで大きな変更なし

成果目標		現 状				新 計 画 (目標値)	積 算 概 要 等
		現状	計画終了(目標値)	達成状況	概 要		
	企業立地件数(件)	—	5	4	5	今後立地決定 1件、見込み 4件	
	製造品出荷額等増加額(億円)	—	110	183	178		
	新規雇用創出人数	—	400	734	260		
	付加価値額(億円)	842	884	926	1,085	付加価値額製造業の現状926億円に運輸業の現状95億円を加算した1,021億円をベースとし、そこから64億円増を目標とする。	
	付価値額伸び率(%)	—	5	9.9	6.3		

基本計画集積区域図



栗東市商工振興ビジョンの概要

栗東市商工振興ビジョンは「栗東市中小企業振興基本条例」の具体化に向け、厳しい経営環境のもとで日々事業を営んでいる市内中小企業（小規模企業者を含む）へのビジネスチャンスの拡大を図る施策とともに、中小企業の振興を通じた本市の発展を図る施策を示すために策定したものです。

中小企業の振興を図るためには、事業者自身が意欲的な事業活動を活発に展開する必要がありますが、近年の経済情勢により、中小企業を取り巻く環境は今までに無い困難な状況に直面しています。そこで、このビジョンでは意欲的な事業者をサポートするための施策と、事業者の意欲を成果に結びつけていくための具体的な方向性を示しました。とはいえ、このビジョンは中小企業者のみに限るものではありません。中小企業は市内事業所の大多数を占めており、そこで働く従業員とその家族や様々な経済活動を通じると、ほとんどの市民や大企業などが中小企業と何らかの関わりを持っています。その関わり方をより明確にし、主体をなす中小企業が元気になることが本市の活性化に繋がり、ひいては、「より住み続けたいくなる」まちづくりに繋がっていきます。

このビジョンをもとに中小企業、市、大企業、市民、その他の団体それぞれが連携・協働して中小企業の振興を図り、条例の目標である「住み続けたいくなるまち栗東」を目指すものです。

本市の特徴

- ・人口はわずかながら増加傾向。
- ・日本の主要幹線が通過する交通の結節点。
- ・自然が豊かで、近郊型レジャーの資源が豊富。
- ・JRA 栗東トレーニング・センターの存在によって知名度は高い。
- ・製造業の分野が多様だが、核になるものが無い。
- ・近隣の大型商業施設へ消費が流出。
- ・まとまった商業地区がない。

中小企業者

- ・自らの企業の経営改善
- ・新しい製品やサービスの開発
- ・時代の要請に応じた転換
- ・他の事業者、地元住民との交流

市

- ・市内の事業所に対する調査
- ・各種機関との連携支援
- ・支援制度の拡充
- ・地元地域からの物品調達

大企業

- ・市内中小企業者との連携
- ・市内調達の拡大

連携・協働

市民

- ・市内産品・事業者の利用拡大
- ・地元中小企業への要望提案

その他 (社会活動団体等、大学・研究機関)

- ・地産地消への協力

重点施策1 事業機会の拡大

- ・県や国などの補助制度の積極的な活用
- ・滋賀県工業技術総合センターの活用
- ・市街地における地区計画の見直し
- ・市役所庁内における地元地域からの調達
- ・域内調達拡大へ向けた要請活動
- ・全事業所調査とデータベースの作成
- ・企業データを生かした事業提案
- ・市内企業の強みを生かした共同事業など



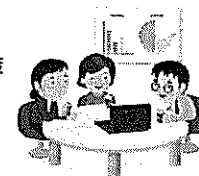
重点施策3 栗東の魅力を生かして

- ・近郊型レジャーの展開
- ・近郊型レジャーのニーズ調査
- ・立地を生かした取り組みへ向けた検討
- ・農商工連携による商品開発と販売促進
- ・本市の知名度を生かした取り組み



重点施策2 住民・地域に根ざした中小企業の発展

- ・市内の中小企業を知ってもらうための情報発信
- ・市内の優れた中小企業を認証する制度の設立
- ・新しい顧客層の開拓に向けた取り組み
- ・駅前の活性化・にぎわい拠点作り
- ・買い物客をターゲットとした商業活性化策
- ・来街者を増やすための新しい取り組み
- ・地元住民と中小企業をつなげる取り組み
- ・長期間を展望した大規模プロジェクトなど



一般施策

- ・中小企業の経営基盤強化
- ・担い手の育成
- ・製造業支援
- ・商業・サービス業支援
- ・産業基盤強化
- ・多様な交流・連携の推進
- ・来訪者の増加及び交流機会の確保

ロードマップの作成


上記取り組みの実行に向けた具体的な道筋を示す

より住み続けたいくなるまち栗東の実現

栗東市商工振興ビジョン
ロードマップ骨子

凡例

このロードマップは主体ごとに色分けしてあります。

行政・市が主体になっているもの 

事業者が主体になっているもの 

重点施策1 事業機会の拡大 工程表(ロードマップ)

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30～34	H35～
----	-----	-----	-----	-----	-----	--------	------

1-1. 事業機会拡大に向けた中小企業へのサポート強化

(1) 県や国などの補助金制度の活用

情報提供の促進	周辺自治体や関係機関、国、県が実施する各種支援策に関する情報収集及び整理						
	各種支援策をわかりやすく周知						
	事業者があらゆる制度を有効活用できるよう情報提供の促進						

相談体制の充実	補助や融資制度について、市、県、国について情報の整理	情報発信方法の整備	ワンストップで対応できるような相談体制の整備				
	中小企業のためのマッチングや書類作成などを手伝うコーディネーター役を行政が担う協力体制づくり			人材育成	民間へ移行		

(2) 外部への販路拡大支援

地域ブランド等の外部へのPR	年1～2回程度、地場産業や農産物を京都駅、大阪駅など都市部のイベントで販売し、地域ブランドの浸透を図る						
----------------	---	--	--	--	--	--	--

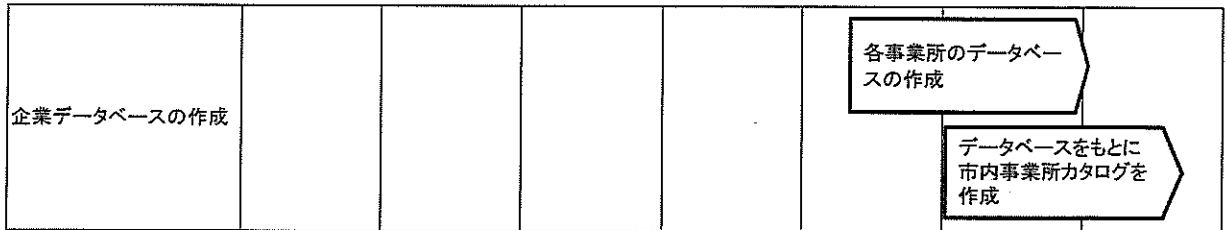
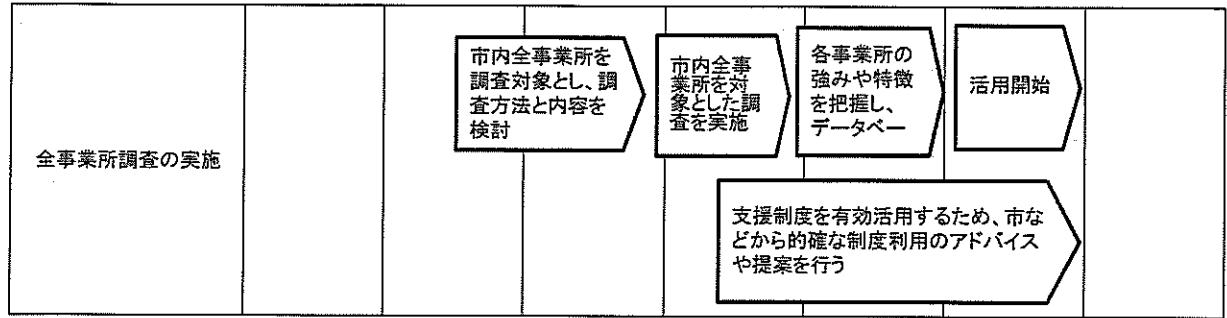
(3) 滋賀県工業技術総合センターの活用

施設利用の促進	活動内容等をPRしセンターの利用促進						
	利用のきっかけづくりを商工会で行い、技術相談、設備使用や講習会の参加を促す						
	中小企業に関連する研究会に積極的に参加するように促す						
施設の有効活用	企業とセンターによる商品の共同開発の事例を増やす						
	企業が技術者の人材育成等に努められるように支援する						

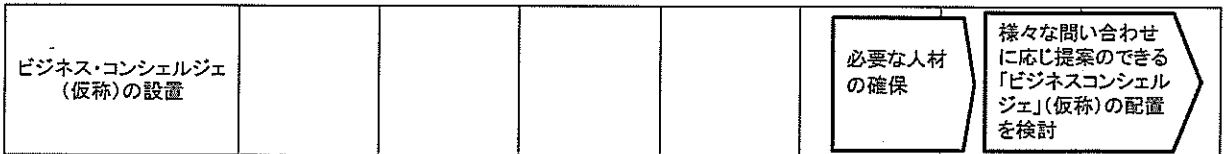
項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30～34	H35～
----	-----	-----	-----	-----	-----	--------	------

1-4. 事業所調査に基づく個別・具体的な支の強化

(1) 全事業所調査とデータベースの作成



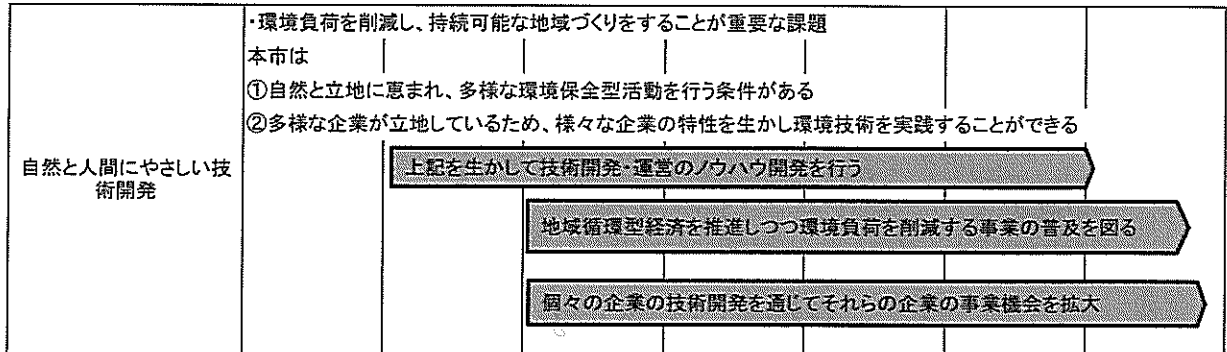
(2) 事業者への事業提案



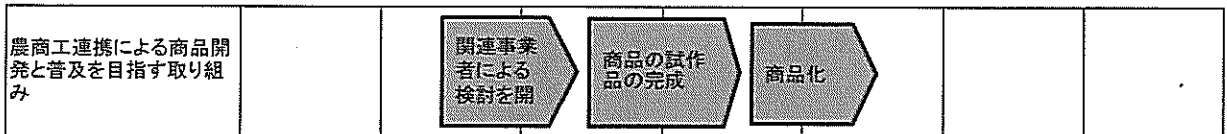
項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30～34	H35～
----	-----	-----	-----	-----	-----	--------	------

1-5. 市内企業の強みを生かし、共同で戦略的な事業機会の拡大をめざす

(1) 自然と人間にやさしい技術開発



(2) 農商工連携による商品開発と普及を目指す取り組み

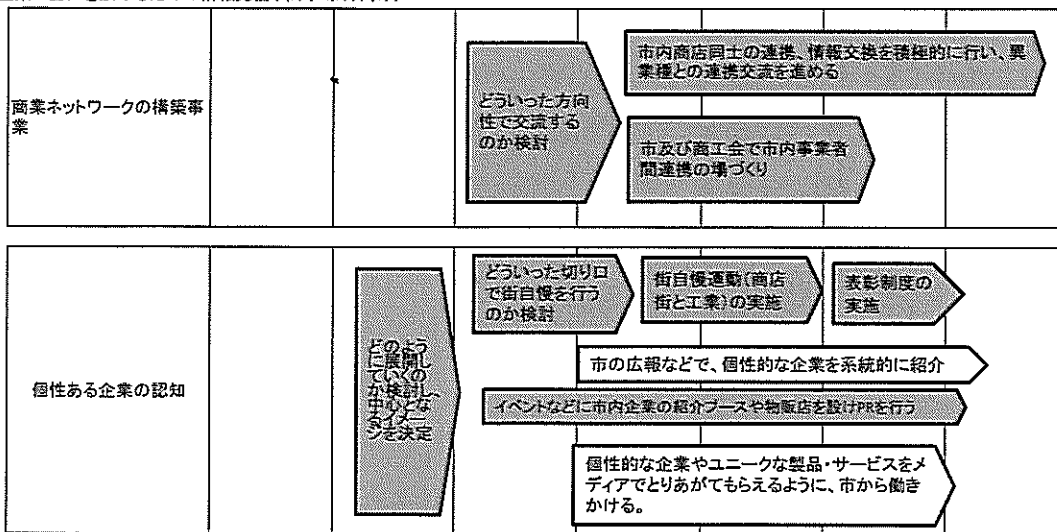


重点施策2 住民・地域に根ざした中小企業の発展 工程表(ロードマップ)

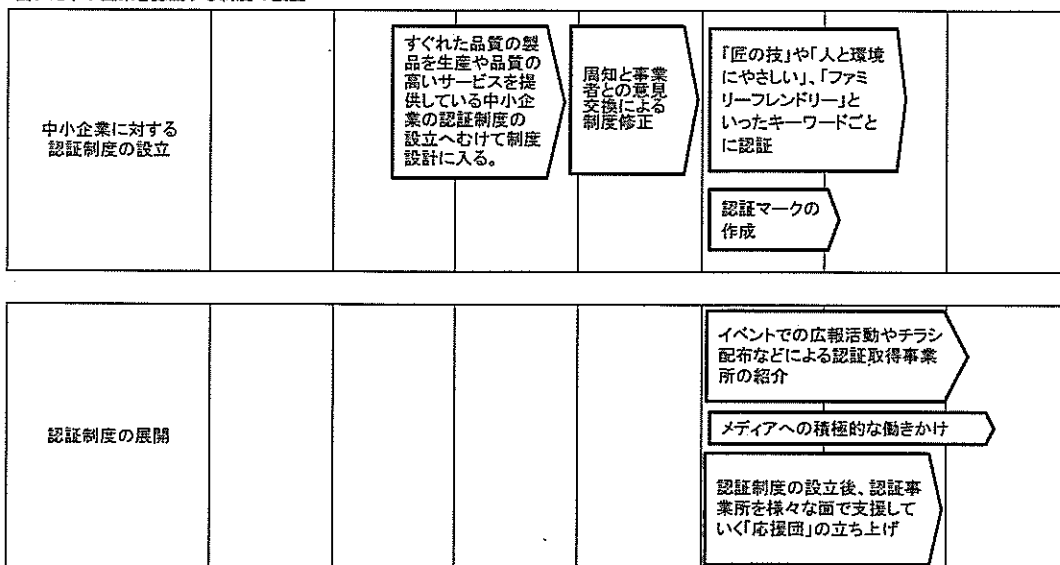
項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30～34	H35～
----	-----	-----	-----	-----	-----	--------	------

2-1. 地元中小企業の認知を高める活動

(1) 中小企業の認知を広げるための情報発信(市内・市外向け)



(2) 市内の優れた中小企業を認証する制度の設立

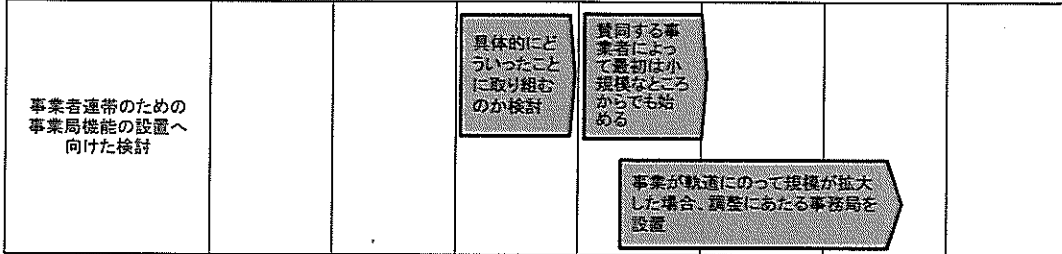


(3)新しい顧客層の開拓を目指す商業などの活性化

・顧客と事業者を結びつける取組みとして「共同購入」などを行い、事業者の連携によって新しい顧客層の開発を行い、商業の活性化を目指す

・具体的な取組み例

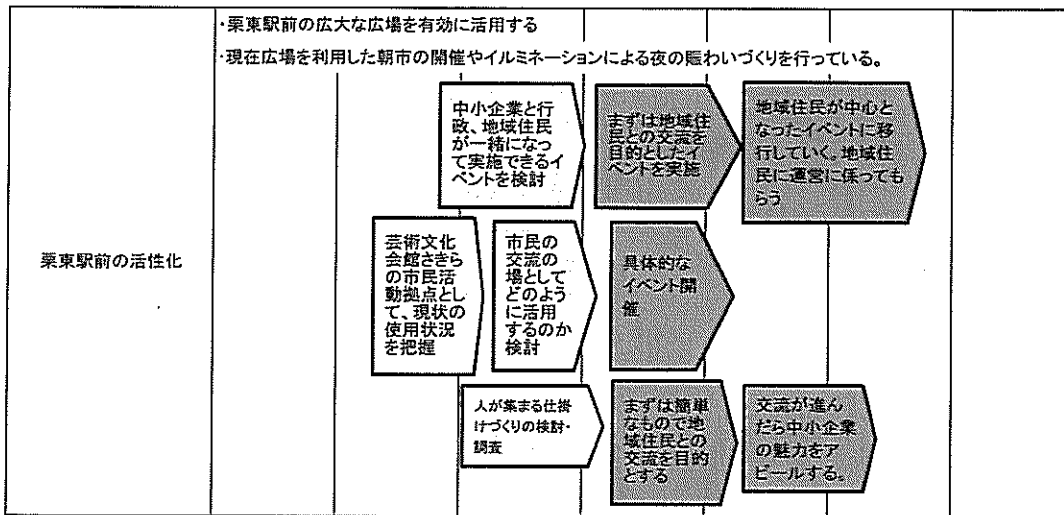
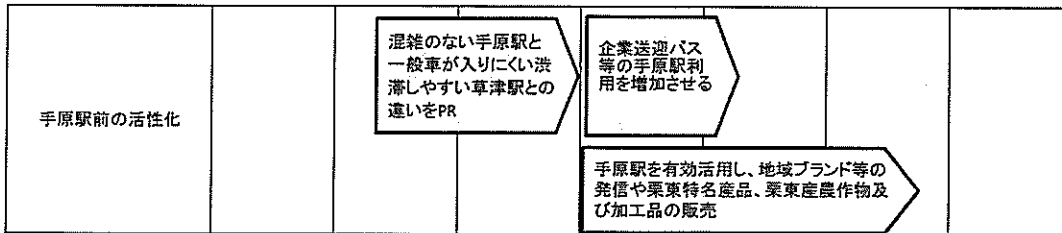
- 「共同購入」の企画
- ジャンルをこえたセット販売で消費者などの利便を図る取組み
- 共同配達の実施
- 共同販促の拡大



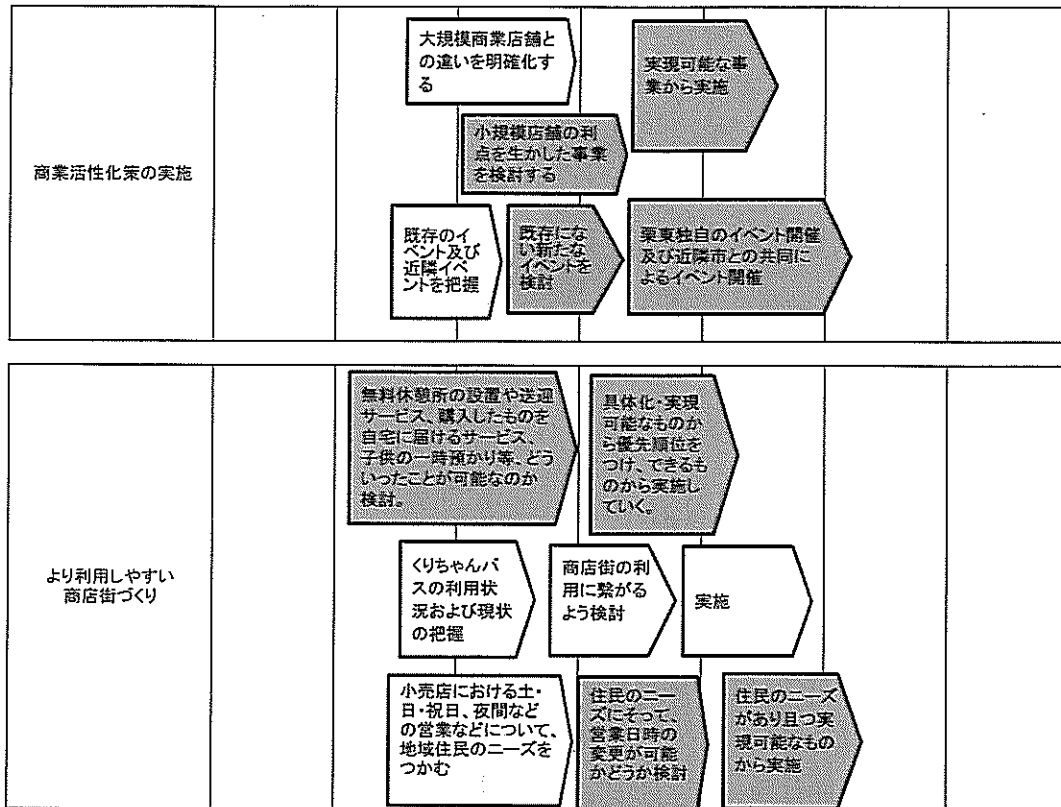
項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30~34	H35~
----	-----	-----	-----	-----	-----	--------	------

2-2. ターゲットを絞り込んだ商業活性化策

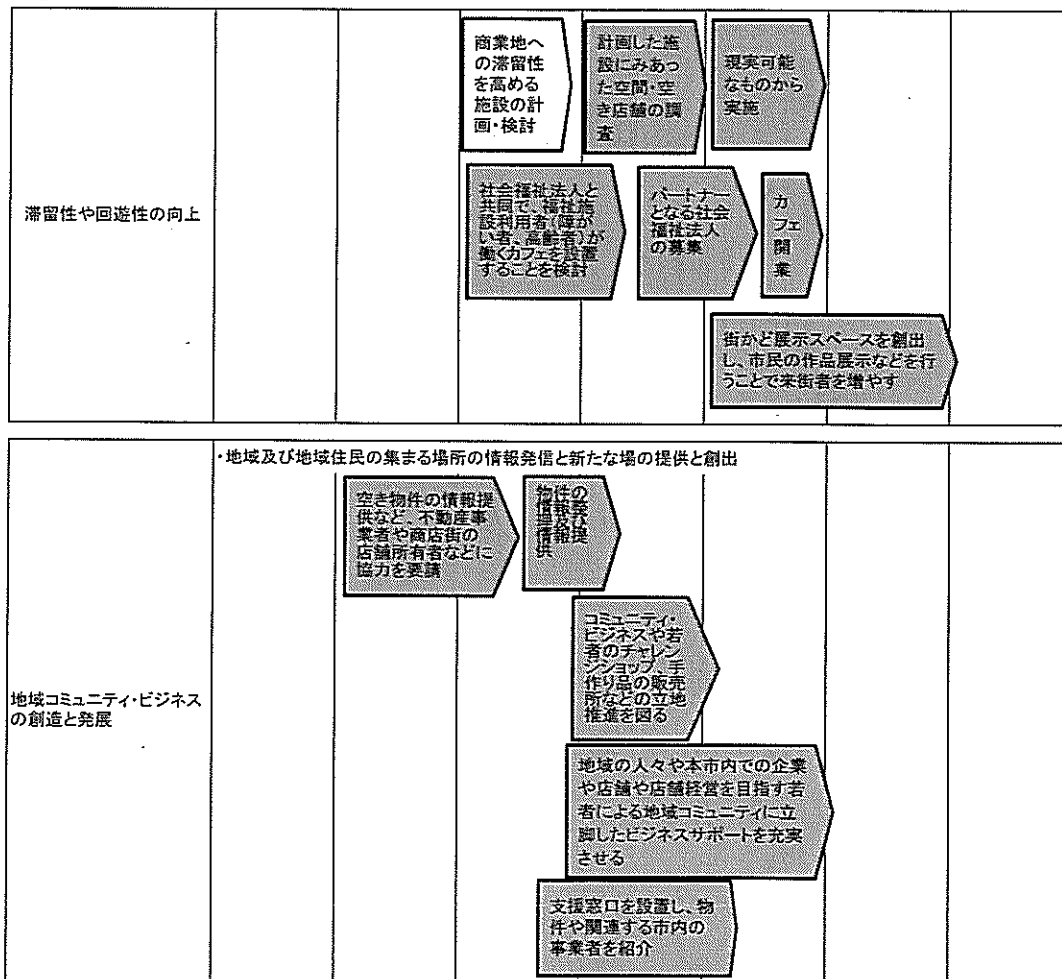
(1)駅前での活性化・にぎわい拠点づくり



(2) 買い物客をターゲットとした商業活性化策



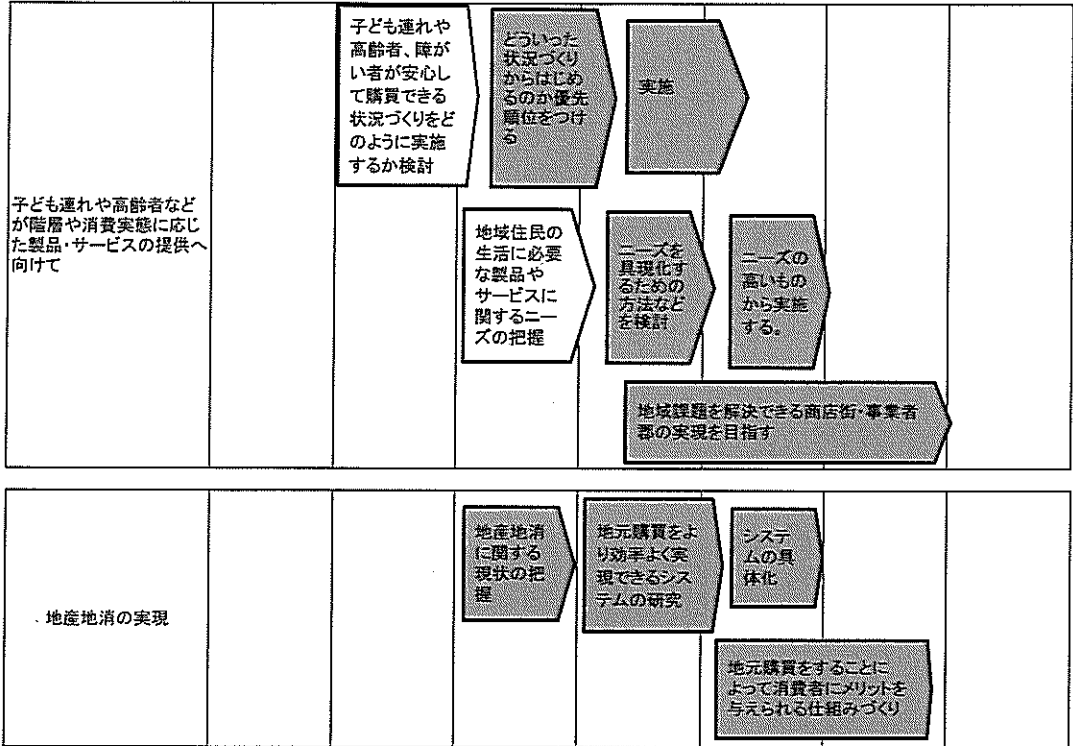
(3) 来街者を増やすための新しい取組み



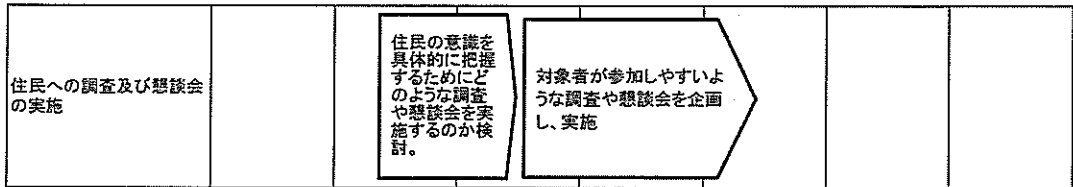
項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30～34	H35～
----	-----	-----	-----	-----	-----	--------	------

2-3. より地域のニーズに適合した事業展開に向けた調査・研究の実施

(1) 地域住民と中小企業者を繋げる取組みの検討

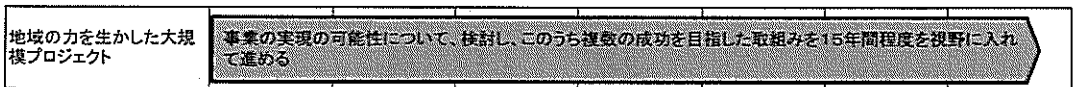


(2) 市民の消費ニーズについての調査・検討



項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30～34	H35～
----	-----	-----	-----	-----	-----	--------	------

2-4. 長期間を展望した大規模プロジェクトの検討



重点施策3 栗東の魅力を生かして 工程表(ロードマップ)

中小企業の振興を考える場合、本市の「強み」

- ・製造業の分野が多様である
- ・道路交通の結節点にある
- ・自然豊かで、近郊型レジャーの資源をもつ
- ・日本中央競馬会栗東トレーニングセンター、名神高速道路栗東インターチェンジなどによって知名度は高い。

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30～34	H35～
----	-----	-----	-----	-----	-----	--------	------

3-1. 自然環境と利便性を生かした新たな事業展開

(1) 近郊型レジャーの展開

近郊型レジャーの展開			近郊型レジャーについて既存のものを整理見直し	観光レジャーで利用できそうなものの掘り起こし、新しいアイデア出し	既存の施設、新しいものを組み合わせ新しい方向性を見出す		
------------	--	--	------------------------	----------------------------------	-----------------------------	--	--

(2) 近郊型レジャーに関するニーズ調査

近郊型レジャーのニーズ調査			アンケート調査や観光関連事業者との意見交換により、ニーズを把握	現在の市民や周辺都市部住民の「自然とのふれあい」状況の把握	ニーズに対して、可能性の検討調査	今後のニーズの予測	
---------------	--	--	---------------------------------	-------------------------------	------------------	-----------	--

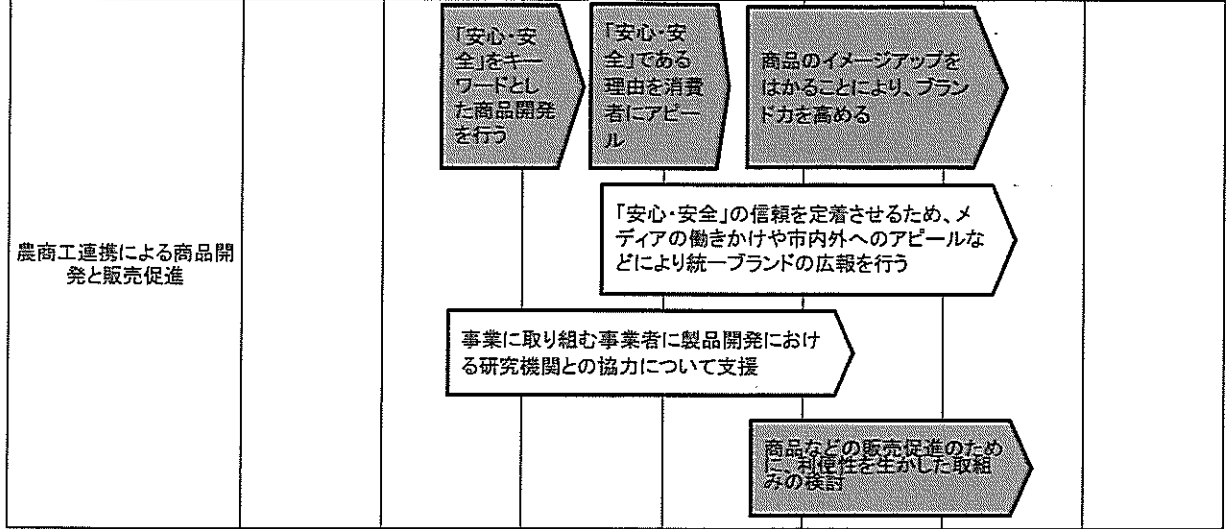
(3) その他の立地を生かした取組みへ向けた検討

イベントの誘致				利便性と自然の豊かさを生かせるイベントの検討	既存イベントの調査・検討	条件にみあったイベントの誘致	
---------	--	--	--	------------------------	--------------	----------------	--

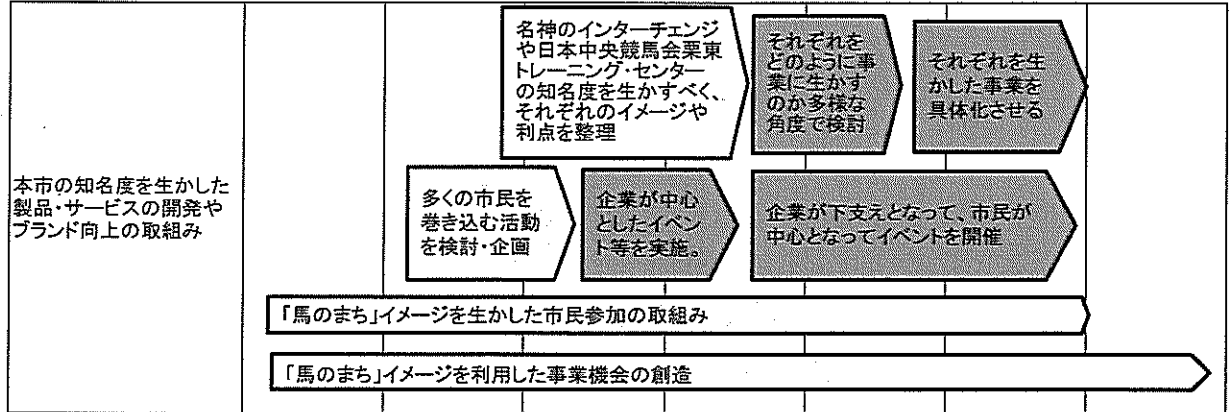
栗東の魅力に惹かれる新住民の誘致			どういった切り口で地域のイメージを発信するのか検討	いくつかのイメージに絞った後、メディアに情報発信	自然環境を前面に押し出したイメージを発信	栗東で暮らす利点、生活環境のよさを強調	地産地消に積極的な新住民の誘致に努める	不動産・開発事業者の協力について検討し、可能なところから実施
------------------	--	--	---------------------------	--------------------------	----------------------	---------------------	---------------------	--------------------------------

3-2. 栗東の知名度とブランド力を生かし、発展させる取組み

(1) 農商工連携による商品開発と販売促進



(2) 本市の知名度を生かした製品・サービスの開発やブランド向上の取組み

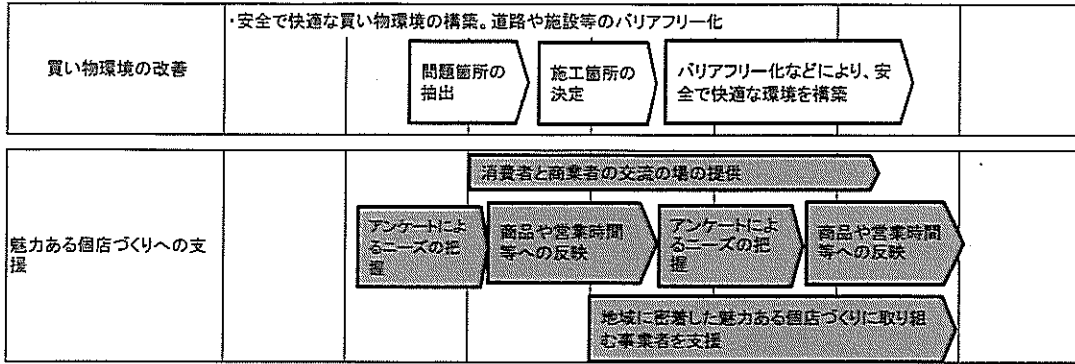


一般施策の工程表(ロードマップ)

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30~34	H35~
(1) 中小企業の経営基盤強化							
緊急経済対策の実施	<p>・実現可能で即効性のある施策</p> <p>検討 → 実施</p> <p>信用保証料の一部補助 (平成25年度より実施)</p>						
経営資金の確保	<p>・手続きの簡略化</p> <p>手続きの検討 → 条例改正等 → 実施</p> <p>信用保証や各種融資、補助制度など経営支援のための情報収集及び整理</p> <p>情報提供及び相談</p>						
起業活動の支援	<p>起業に必要な情報や手続きなどの情報収集 → 情報発信 → 相談機能の充実</p> <p>セミナーや研修会の実施(3ヶ月ごと3開催)</p> <p>・空き店舗を利用した「チャレンジショップ事業」</p> <p>実施要綱の検討 → 空き店舗の確保・選考 → チャレンジショップ事業実施</p>						
項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30~34	H35~
(2) 担い手の育成							
勤労者福祉の充実	<p>勤労者向けの融資制度の充実</p> <p>ワークライフバランスや労働法令の周知</p> <p>中小企業で働く勤労者の生活安定</p>						
雇用の促進	<p>中小企業と求職者のマッチングのための会社合同説明会、セミナー等の紹介することにより中小企業の雇用の創出</p>						
従業員の育成	<p>能力開発を目的としたセミナーや研修の開催、既存社員の能力向上を支援</p>						
技術者の育成	<p>技能グランプリや技術功労者表彰事業等への推薦をし、技術者の地位及び技術水準の向上を図る</p> <p>研修の周知による技術者のスキルアップを支援</p>						
事業承継の支援	<p>関係支援機関と連携し、相談支援体制の整備及びセミナー開催や専門家派遣を行う</p> <p>経営や事業活性化に必要なノウハウの取得のため、事業主向けの実践的な研修を充実させる</p>						
項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30~34	H35~
(3) 製造業支援							
滋賀県工業技術センターの利用促進	<p>積極的な活用方法についての検討・実施</p>						
製品開発・技術支援の拡充	<p>新たな製品の開発や技術改善等に取り組む事業者への支援機関の情報提供</p>						

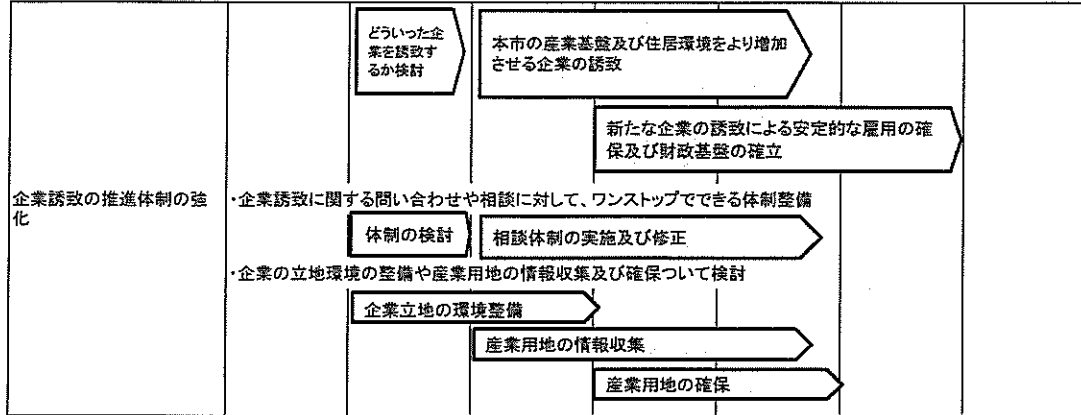
項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30～34	H35～
----	-----	-----	-----	-----	-----	--------	------

(4) 商業・サービス業支援



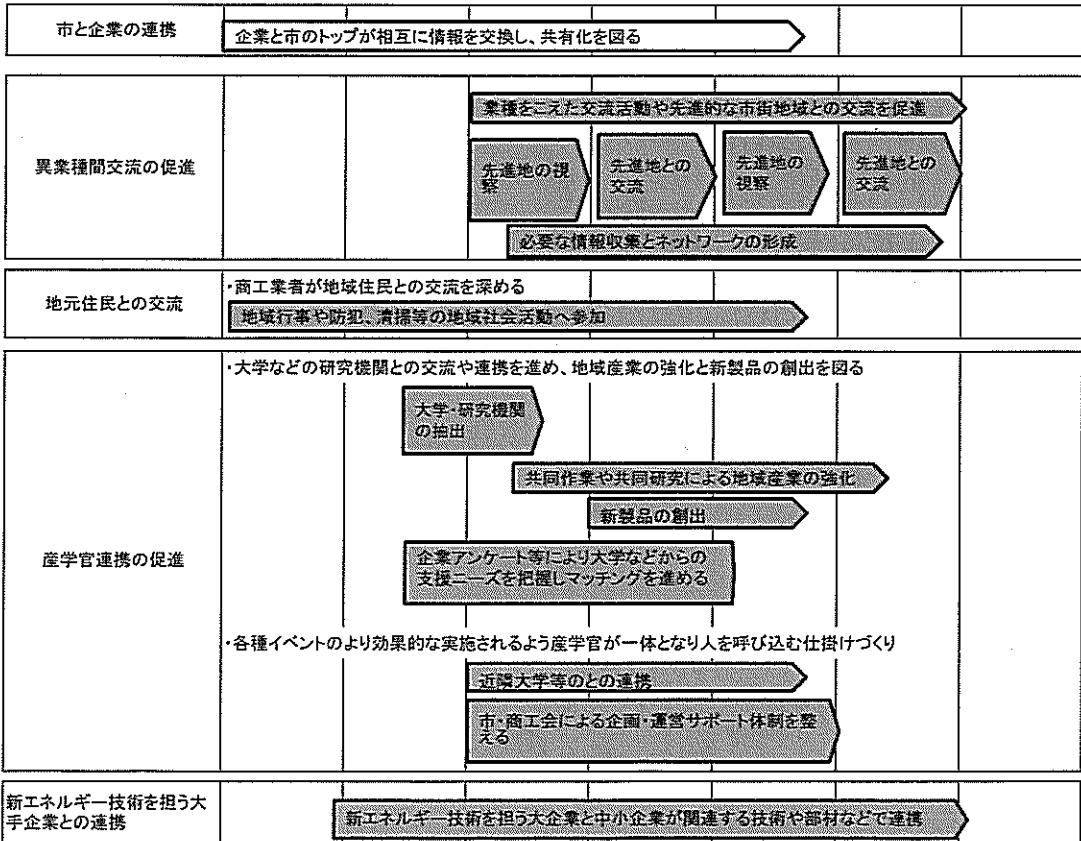
項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30～34	H35～
----	-----	-----	-----	-----	-----	--------	------

(5) 産業基盤強化



項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30～34	H35～
----	-----	-----	-----	-----	-----	--------	------

(6) 多様な交流・連携の推進



項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30～34	H35～
----	-----	-----	-----	-----	-----	--------	------

(7) 来訪者の増加及び交流機会の確保

地域資源の活用		<p>農林産物や自然、文化 歴史などの地域資源の 再発掘</p>	<p>新たな果実ブランドの創出の検討</p>	<p>メディアの取材誘致</p>	<p>地域ブランドの情報発信</p>	<p>消費者の関心をひきつけるようなオリジ ナル商品など、新たな製品や事業に取り 組む企業を支援</p>	
観光事業の推進	<p>・観光による来訪者を増加させ地域経済の活性化と文化資源の保存及び魅力の発信</p>	<p>街道や日本中央競馬会栗 東トレーニングセンターな ど、本市にある地域資源を 生かした各種観光事業の 展開</p>	<p>他府県のイベントにも参加し、本市が持つ観光資源のPRを積 極的に行うことにより、本市の経済活性化に努める</p>	<p>観光客向けのマップやパンフレットの充実、 観光案内所、道の駅などでの情報提供、案 内標識の設置</p>			
旧道の魅力の活用	<p>・旧東海道及び旧中仙道の資源を活用</p>	<p>空き家を利用した店舗経営</p>	<p>イベントの開催の検討(東海道ほっこりまつりは開催済み)</p>				
来訪者の増加に繋がる事業 所立地の促進		<p>有料老人ホームなど、来訪者を増加させるのに効果的 な事業を行う施設の誘致</p>					

栗東市商工振興ビジョン 前半期ロードマップ

凡例

このロードマップは主体ごとに色分けしてあります。

行政・市が主体になっているもの 

事業者が主体になっているもの 

1 中小企業の経営基盤強化(ロードマップ)

(1) 中小企業の経営基盤強化

項目	H26	H27	H28	H29	H30	到達度及び実績
緊急経済対策の実施	信用保証料の一部補助					実施中 平成25年度 20件 1,410千円 平成26年度 3件 659千円 検討へむけた情報収集中
	相乗効果を得られ地域内循環に繋がる事業の検討・実施					
経営資金の確保	信用保証や各種融資、補助制度など経営支援のための情報収集及びシステムの構築					実施中 ・栗東市小規模企業者小口簡易資金制度による小規模企業者への貸付(11件) ・セーフティネット保証制度の認定 平成25年度 93件 平成26年度 13件
	情報提供及び相談					
起業活動の支援	起業に必要な情報や手続きなどの情報収集					実施中 滋賀県や滋賀県産業支援プラザ等から 情報収集し商工会を通じて発信 未着手
	情報発信					
	相談機能の充実					

(2) 事業機会拡大及び持続的発展に向けた中小企業へのサポート強化

項目	H26	H27	H28	H29	H30	到達度及び実績
情報提供の促進	周辺自治体や関係機関、国、県が実施する各種支援策に関する情報収集及び整理					実施中 情報収集により新たな補助金等を取得 ・にぎわいのまちづくり総合支援事業(1,150千円) ・青少年社会参加促進事業(200千円) 未着手
	各種支援策をわかりやすく周知					
	事業者があらゆる制度を有効活用できるよう情報提供の促進					
相談体制の充実	人材育成					未着手
	ワンストップで対応できるような相談体制の整備					
	中小企業のためのマッチングや書類作成などを手伝うコーディネーター役を行政が担う協力体制づくり					

2 消費者ニーズ創出のための工程表(ロードマップ)

(1) コンビニ・スーパーなどの小売業者へのニーズ調査

項目	H26	H27	H28	H29	H30	到達度及び実績
市内小売業者への働きかけ		コンビニエンスストアと協働の商品開発に向けて協議				実施準備中 コンビニエンスストアの販売傾向などのデータ収集を実施
		スーパーや生活協同組合などのニーズ調査		小売業者がどの要望を受けながら、具体的にニーズに対応する方法を検討する		未着手
			「地場産品コーナー」の設置場所や設置品を検討する	小売業者に対し、地元事業者の販路の拡大を図る		未着手
			具体的な設置場所や産品を決定	「地場産品コーナー」の設置		

(2) 市民の消費ニーズについての調査・検討

項目	H26	H27	H28	H29	H30	到達度及び実績
住民への調査及び懇談会の実施		市民アンケートの実施	住民の意見を具体的に把握するためにどのような調査や懇談会を実施するのか検討。(繰り返し何度も実施する)			実施中 平成26年7月の市民アンケートで生活状況を把握する項目を含めた調査を実施
			対象者が参加しやすいような調査や懇談会を実施			

(3) ターゲットを明確にした商業活性化策

項目	H26	H27	H28	H29	H30	到達度及び実績
商業活性化策の実施		消費者ニーズをつかんだうえで、市内小売業者の強みを生かすような事業を検討する。				実施中 平成26年11月、立命館大学の学生により駅駅前における商店街活性化へ向けたアンケート調査を実施
		ハル・まちぞい・セール事業の実施	実現可能な事業から実施			実施中 以前より、りつとうハル、まちぞい、セール事業等を実施

より利用しやすい商店街づくり			無料休憩所の設置や送迎サービス、購入したものを自宅に届けるサービス、子供の一時預かり等、とついったことが可能なか検討。			未着手
			無料化・実現可能なものから優先順位をつけ、できるものから実施していく。			
		くりちゃんバスの利用状況及び現状の把握				実施中 各路線の利用状況の把握や顧客の傾向などの調査を実施
		商店街の利用に禁がよう検討・実施				
		小売店における土・日・祝日、夜間などの営業などについて、地域住民のニーズをつかむ				実施中 上記の学生によるアンケートにより地域の消費ニーズを調査
			住民のニーズにそって、営業日時の変更が可能かどうか検討			
			住民のニーズがあり且つ実現可能なものから実施			

項目	H26	H27	H28	H29	H30	到達度及び実績
大口需要者への域内調達拡大の要請			市内各所に対し、食品や消耗品の納入について、地元企業の活用を要請。			実施中 市長によるトップセールスを実施し、各企業に地元企業の活用を要請 平成25年度 27件 平成26年度 4件
			大手企業の工場、物流施設、学校、病院、福祉施設などに市内及び近隣市からの調達比率を引き上げてもらう			未着手

市の全調達に占める地元地域からの調達比率の引き上げ			市の全調達に占める市内から調達の比率を平成25年度より10%引き上げる。			実施中 以前より市内業者からの購入に努めている
---------------------------	--	--	--------------------------------------	--	--	----------------------------

(4) 買い物環境の改善

項目	H26	H27	H28	H29	H30	到達度及び実績
子ども連れや高齢者などが階層や消費実態に応じた製品・サービスの提供へ向けて			子ども連れや高齢者、障がい者が安心して購買できる状況づくりをどのように実施するか検討			未着手
			優先順位をつけ、実施していく			
			地域課題を解決できる商品・事業者の実現を目指す			

(5) 事業所調査とデータベースの作成

項目	H26	H27	H28	H29	H30	到達度及び実績
事業所調査の実施		市内事業所を調査対象とし、調査方法と内容を検討・実施				未着手

3 ブランド創出の工程表(ロードマップ)

(1) 市内の優れた中小企業を認証する制度の設立

項目	H26	H27	H28	H29	H30	到達度及び実績
中小企業に対する認証制度の設立		中小企業の認証制度の設立に向けて制度設計に入る	中小事業者との意見交換による制度検討 認証マークの作成	キーワードをいくつかしぼり、キーワードごとに認定		検討中 認証制度の設立に向けて、滋賀県や実施済みの自治体から情報収集中。
認証制度の展開			メディアへの積極的な働きかけ	イベントでの広報活動やチラシ配布などによる認証取得事業所の紹介		未着手

(2) 栗東の知名度とブランド力を生かし、発展させる取組み

a 農商工連携による商品開発と販売促進

項目	H26	H27	H28	H29	H30	到達度及び実績
農商工連携による商品開発と販売促進		「安心・安全」をキーワードとした商品開発を行う				実施中 産官学が連携し、栗東市内の特産品を使い「近江牛肉味噌」を開発。また、市内事業者が「イチジクゼリー」を開発。
		「安心・安全」である理由を消費者にアピール				
		「安心・安全」の信頼を定着させるため、メディアの働きかけや市内内外へのアピールなどにより統一ブランドの広報を行う				栗東ブランド推進室を設置し、イベントを通じて情報発信。
			商品などの販売促進のために、利便性を生かした取組みの検討			未着手
			商品のイメージアップをはかることにより、ブランド力を高める			未着手
			事業に取り組む事業者に製品開発における研究機関との協力について支援			未着手

b 販路拡大支援

項目	H26	H27	H28	H29	H30	到達度及び実績
地域ブランドなどの外部へのPR		年1~2回程度、地場産業や農産物を京都駅、大阪駅など都市部のイベントで販売し、地域ブランドの浸透を図る				実施中 大阪、京都をはじめ名古屋、金沢、鹿児島、熊本での観光及び栗東特産品のPRを実施。
地産地消の実現		地産地消に関する現状の把握				未着手
		地元購買をすることによって消費者にメリットを与えられる仕組みづくり				
		地元購買をより効果よく実現できるシステムの研究				
		地元購買を促進するシステムの実施				

4 栗東駅前・手原駅前の賑わい創出の工程表(ロードマップ)

(1) 栗東駅前・手原駅前ででの活性化・にぎわい拠点づくり

項目	H26	H27	H28	H29	H30	到達度及び実績
栗東駅前の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 栗東駅前の広大な広場の有効活用。 広場を利用した朝市の開催やイルミネーションによる夜の賑わいづくりの展開。 地域住民との交流を目的としたイベント・夏まつりなどの開催 地域住民が中心となったイベントに移行していく。地域住民に運営に誘ってもらう 芸術文化会館さきらの市民活動拠点として、現状の使用状況を把握 市民の交流の場としてどのように活用するのか検討 中小企業と行政、地域住民が一緒になって実施できるイベントを検討 まずは簡単なもので地域住民との交流を目的とするイベントを実施 交流が進んだら中小企業の魅力をアピールする。 					<p>実施中</p> <p>市民の有志による栗東駅前夏祭りを開催し、周辺住民と栗東駅前周辺の事業者の交流の場を提供。</p> <p>未着手</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 手原駅前のコミュニティ広場・市民交流施設の有効利用 手原駅を有効活用し、地域ブランドなどの発信や栗東特産品、栗東産農作物及び加工品の販売 					<p>実施中</p> <p>手原駅改装10周年記念事業を開催し、地域ブランドなどを発信するとともに、地域住民の交流の場を提供</p>

(2) 来街者を増やすための新しい取り組み

項目	H26	H27	H28	H29	H30	到達度及び実績
滞留性や回遊性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 商業地への滞留性を高める施設の計画・検討 計画した施設にみあった空間・空き店舗の調査 現実可能なものから実施 社会福祉法人と共同で、福祉施設利用者(障がい者、高齢者)が働くカフェを設置することを検討 パートナーとなる社会福祉法人の募集 カフェ開業 街かど展示スペースを創出し、市民の作品展示などを行うことで来街者を増やす 					未着手
地域コミュニティ・ビジネスの創造と発展	<ul style="list-style-type: none"> 地域及び地域住民の集まる場所の情報発信と新たな場の提供と創出 支援窓口を設置し、物件や関連する市内の事業者を紹介 市内での起業や店舗経営を目指す若者による地域コミュニティに立脚したビジネスへのサポートを充実させる コミュニティ・ビジネスや若者のチャレンジショップ、手作り品の販売所などの立地推進を図る 					未着手

5 観光事業推進のための工程表(ロードマップ)

自然環境と利便性を生かした新たな事業展開

(1) 来訪者の増加及び交流機会の確保

項目	H26	H27	H28	H29	H30	到達度及び実績
地域資源の活用		農林産物や自然、文化歴史などの地域資源の再発掘				実施中 工場や商店をめぐる産業体験ツアーを実施。 (仮) 県東シティーセールス戦略ビジョン策定中 未着手 表題甲 県東地域ブランド推進補助金の活用により 平成25年度「県東パウム」 平成26年度「近江牛肉味噌」の開発を支援。 平成27年度「イテジゼリー」の販売促進を支援予定
			新たな県東ブランドの創出の検討			
			メディアの取材誘致			
			地域ブランドの情報発信			
						消費者の関心をひきつけるようなオリジナル商品など、新たな製品や事業に取り組む企業を支援

観光事業の推進						実施中 県東トレーニングセンターを含む県東市内の名所・名跡を訪ね、ワインなどを試飲するツアーを実施。
						観光による来訪者を増加させ地域経済の活性化と文化資源の保存及び魅力の発信
						街道や日本中央競馬会県東トレーニングセンターなど、本市にある地域資源を生かした各種観光事業の展開
						他府県のイベントにも参加し、本市が持つ観光資源のPRを積極的に行うことにより、本市の経済活性化に努め
						観光客向けのマップやパンフレットの充実、観光案内所、道の駅などでの情報提供、案内標識の設置

(2) 近郊型レジャーに関するニーズ調査

項目	H26	H27	H28	H29	H30	到達度及び実績
近郊型レジャーのニーズ調査						未着手
						現在の市民や周辺都市部住民の「自然とのふれあい」状況の把握
						アンケート調査や観光関連事業者との意見交換により、ニーズを把握
						ニーズに対して、可能性の検討調査
						新たな事業の展開

(3) 近郊型レジャーの展開

項目	H26	H27	H28	H29	H30	到達度及び実績
近郊型レジャーの展開						未着手
						近郊型レジャーについて既存のものを整理見直し
						観光レジャーで利用できそうなものの掘り起こし、新しいアイデア出し
						既存の施設、新しいものを組み合わせ新しい方向性を見出す

(地域消費喚起・生活支援型)

	交付対象事業の名称	交付対象事業に要する経費	事務事業コード	事業名	総事業費	内訳	うち対象見込み経費
1	プレミアム付商品券発行事業	43,803,000円	0706	商工団体等育成事業	46,000,000円	プレミアム分経費 2,000円*17,500冊=35,000,000円 その他事務費 11,000,000円(印刷製本費、換金手数料、人件費等)	上限額43,803,000円(単費:2,197,000円)
		43,803,000円			46,000,000円		

(地方創生先行型)

	交付対象事業の名称	交付対象事業に要する経費	事務事業コード	事業名	総事業費	内訳	うち対象見込み経費
1	(仮称)栗東市人口ビジョン・栗東市総合戦略策定事業	10,000,000円	0249	地方創生事業	10,326,320円	策定委員会報酬 216,800円 策定旅費 259,920円 策定支援委託料 9,849,600円	上限額10,000,000円(単費:326,320円)
2	地域資源を活用したシティセールス戦略事業	5,922,000円	0000	シティセールス戦略ビジョン策定事業	2,819,000円	策定委員会報酬 216,800円 策定旅費 20,000円 策定支援委託料 2,581,200円	全額
			0723	観光振興事業	508,000円	きぐるみ作成 507,384円	全額
			0724	観光物産協会補助	2,595,000円	ぬいぐるみ作成 1,200,000円 ピンバッジ作成 810,000円 ハンドタオル作成 585,000円	全額
3	こんげ周遊バス運行事業	785,221円	0724	観光物産協会補助	4,656,000円	通常運行 3,414,960円 臨時運行 157,680円 添乗業務 302,940円 チラシ作成 162,000円 バス停看板製作 518,400円 その他経費 100,000円	新規部分のみ 通常運行(1回増) 1,728円(66,960円-65,232円)*51日=88,128円 添乗時間増 1,543円(5,940円-4,397円)*51日=78,693円 バス停看板製作 518,400円 その他経費 100,000円 計785,221円
4	妊婦一般健康診査委託事業	18,153,000円	0424	母子保健事業	41,850,000円	基本健診委託 46,200円×900人=41,580,000円	新規部分のみ 18,153,000円 妊婦基本健診委託(差額) 20,170円(46,200円-26,030円)*900人=18,153,000円
		34,860,221円			62,754,320円		

	総事業費(A)	交付対象見込み額(B)	交付上限額(C)	市単独経費(D=A-C)
地域消費喚起・生活支援型	46,000,000	43,803,000円	43,803,000	2,197,000
地方創生先行型	62,754,320	34,860,221円	26,798,000	35,956,320